

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第48期) 至 2026年3月31日

株式会社中京医薬品

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

(E03289)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	4
第2 事業の状況	5
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	5
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	7
3. 事業等のリスク	9
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
5. 重要な契約等	18
6. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
2. 自己株式の取得等の状況	23
3. 配当政策	24
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	25
5. 従業員の状況等	47
第5 経理の状況	49
1. 財務諸表等	50
第6 提出会社の株式事務の概要	87
第7 提出会社の参考情報	88
1. 提出会社の親会社等の情報	88
2. その他の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	89

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第48期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569（29）0202（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート推進部部长 富田 高平
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569（29）0202（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート推進部部长 富田 高平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(千円)	5,356,255	5,692,647	6,124,622	6,306,646	6,569,307
経常利益	(千円)	84,015	79,676	147,727	117,482	139,641
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	33,218	14,487	△27,318	45,148	83,612
持分法を適用した場合の投資 利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	681,012	681,012	681,012	681,012	681,012
発行済株式総数	(千株)	11,660	11,660	11,660	11,660	11,660
純資産額	(千円)	2,618,587	2,583,425	2,522,834	2,526,109	2,578,045
総資産額	(千円)	5,339,285	5,242,712	5,082,784	5,065,254	5,285,285
1株当たり純資産	(円)	246.38	242.89	236.95	236.98	241.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	3.16	1.36	△2.57	4.24	7.84
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	3.16	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	49.0	49.3	49.6	49.9	48.8
自己資本利益率	(%)	1.31	0.56	△1.07	1.79	3.28
株価収益率	(倍)	85.13	164.71	—	48.58	25.77
配当性向	(%)	158.23	367.65	—	117.92	63.78
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△222,679	105,833	171,853	31,708	99,020
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	10,501	△199,959	△36,046	53,355	△300,901
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	255,784	△247,069	△131,269	42,967	81,128
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	1,286,092	944,896	949,434	1,077,466	956,713
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	361 [116]	339 [120]	322 [119]	310 [112]	298 [110]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	79.7 (102.0)	68.5 (107.9)	65.7 (152.5)	66.3 (150.2)	66.6 (202.2)
最高株価	(円)	370	283	246	328	238
最低株価	(円)	224	222	201	180	182

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第44期を除く各期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第46期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それより前については東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
5. 第48期の1株当たり配当額5.00円のうち、期末配当額2.50円については、2026年6月25日開催予定の定時株主の決議事項になっております。

2 【沿革】

1978年5月	個人業山正家庭薬の業容拡大を一層図るため、配置医薬品の販売を目的として、愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1に、株式会社中京医薬品を設立 医薬品100%自社ブランド化の7ヶ年計画の開始
1979年6月	岐阜県益田郡金山町に飛騨金山営業所を設置し岐阜県に初めて進出
1983年9月	医療品、化粧品、健康食品、日用品等の生活関連商品の販売を開始
1985年2月	配置医薬品販売のフランチャイズ事業を開始
1986年11月	名古屋市中区に中川営業所を設置
1988年9月	宮城県都城市に都城営業所を設置し宮城県に初めて進出
1990年6月	香川県坂出市に坂出営業所を設置し香川県に初めて進出
1990年10月	鹿児島県始良郡始良町に始良営業所を設置し鹿児島県に初めて進出
1990年11月	三重県松阪市に松阪営業所を設置し三重県に初めて進出
1991年5月	大分県大分市に大分営業所を設置し大分県に初めて進出
1991年7月	宝飾品事業を開始
1992年4月	生命保険の募集、損害保険の代理店事業を開始
1993年4月	中京医薬品販売株式会社、三重中京医薬品株式会社を吸収合併（現名古屋東営業所、大垣営業所、四日市営業所）
1997年4月	名古屋市中区に名古屋オフィスを設置
1997年8月	日本証券業協会（店頭市場）に株式を店頭上場
1998年5月	北海道旭川市及び江別市に旭川営業所及び札幌東営業所を設置し北海道に初めて進出 青森県八戸市に八戸営業所を設置し青森県に初めて進出 宮城県名取市に仙台南営業所を設置し宮城県に初めて進出 栃木県宇都宮市に宇都宮営業所を設置し栃木県に初めて進出
2000年1月	福岡県福岡市に福岡東営業所を設置し福岡県に初めて進出
2000年6月	売水事業を開始
2001年10月	株式会社ユナイテッドデザインを設立（2009年6月清算終了）
2002年6月	売水事業半田製造工場を開設
2003年4月	環境事業を開始（2008年12月廃止）
2004年7月	株式会社中京医薬品コリアを設立（2009年4月清算終了）
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年1月	新潟県上越市に上越営業所を設置し新潟県に初めて進出
2005年11月	滋賀県米原市に米原営業所を設置し滋賀県に初めて進出
2006年4月	広島県東広島市に東広島営業所を設置し広島県に初めて進出
2006年7月	熊本県人吉市に人吉営業所を設置し熊本県に初めて進出
2008年11月	愛媛県新居浜市に新居浜営業所を設置し愛媛県に初めて進出
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q 上場
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2014年3月	神奈川県川崎市に川崎営業所を設置し神奈川県に初めて進出
2015年4月	売水事業鈴鹿製造工場を開設
2019年4月	電力媒介事業（ふれあいでんき）を開始
2021年4月	茨城県つくば市につくば営業所を設置し茨城県に初めて進出
2021年11月	佐賀県佐賀市に佐賀営業所を設置し佐賀県に初めて進出
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）からスタンダード市場に移行
2024年2月	東京都府中市に府中営業所を設置し、東京都に初めて進出

3 【事業の内容】

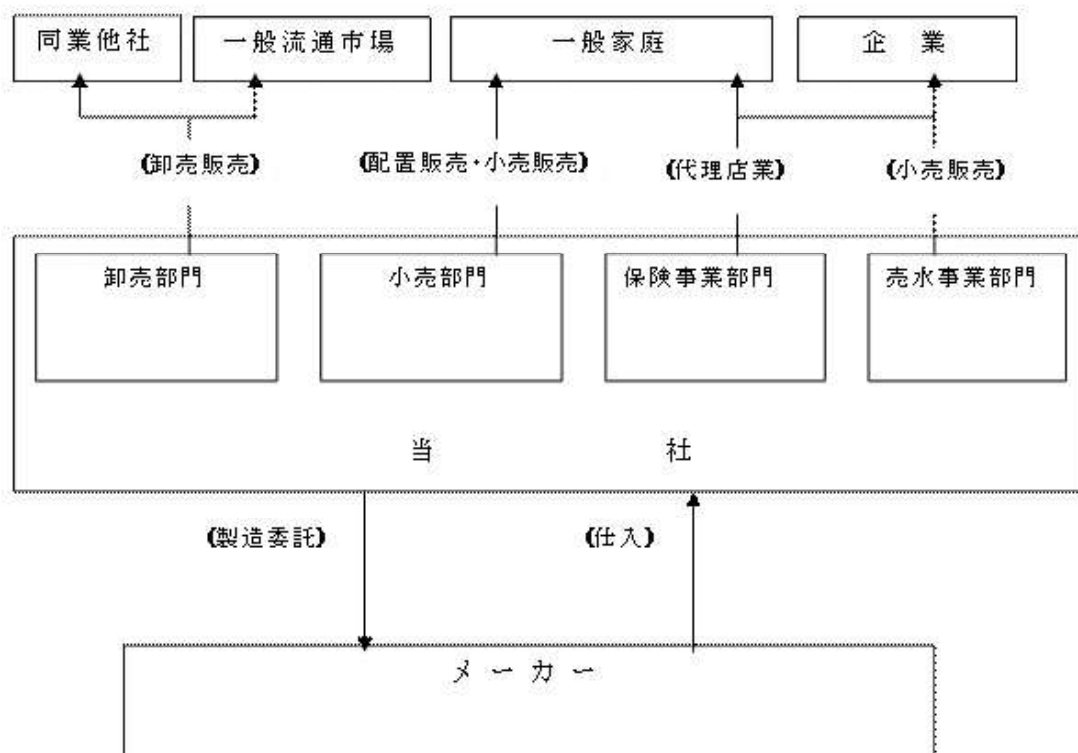
当社では、常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・その他の商品を一般家庭に対し配置販売並びに小売販売を行うとともに、これらの商品をフランチャイズ加盟店を中心とする同業他社（以下、同業他社という。）や一般流通市場へ卸販売も行っております。このように、当社の販売形態は、家庭医薬品等販売事業において配置販売事業を中心とした小売部門・卸売部門と売水事業部門に区分されております。また、ほとんどの当社取扱商品は自社ブランドとして当社規格に基づいて外部に生産委託しております。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (1) 家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）…主要な商品は常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・生活流通品等であります。
- (2) 売水事業部門…主要な商品はミネラルウォーターの製造販売であります。
- (3) その他…主要な商品は保険商品等であります。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の企業理念を基に、「より愛され、より親しまれる企業を目指し」を長期ビジョンに掲げ、お客さまの健康と豊かな生活を支えるための商品や情報・サービスを、多角的・多面的に推進する「トータルライフ・ケア」を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

①長期ビジョン

より愛され、より親しまれる企業を目指して

②経営の基本方針

- ・ 明るく未来創造のために、人と社会に寄り添い温かいふれあい業を進化させます。
- ・ 新事業や既存事業の変革によって、健康・安心・安全な暮らしを目指します。
- ・ お客さまに喜ばれる商品や情報・サービスの開発による新しい価値創造を行います。

③経営戦略

「トータルライフ・ケア」

お客さまの健康と豊かな生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に提供していきます。そのために、すべてのお客さまにお役に立てるように、様々な商品やサービスを提供していきます。

④人財育成計画

人財育成の促進及びリテンション(人財の定着・維持)を重要テーマとした新人事制度の導入によるパフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の実現を図ります。お客さまとの「ふれあい」を深め、きめ細かな接客が顧客満足や顧客評価につながる社員を育成します。さらに、採用の強化と多面的施策の実施、次世代リーダーや階層別スキルアップ教育、能動的な組織環境の構築を行っていきます。

⑤健康経営

従業員の健康管理を経営課題ととらえ改善に取り組みます。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行う事は、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性をもたらし、業績や従業員満足度の向上に繋げてまいります。

⑥社会的責務・使命の取組み強化

国際社会貢献活動(きずなASSIST:世界の子供たちに健康と教育を)をAHIや各対策機構を始め各財団法人や非営利活動法人と共に引き続き推進してまいります。フードバンクや大規模災害の被災地への支援、供給を行い、地域・社会にも積極的に貢献していきます。

⑦重要施策

家庭医薬品等販売事業小売部門(ヘルス・ケア事業)

- ・ 組織風土の改革
環境づくりとマネジメントの向上ならびに販売プロセスの変革による業績の向上
- ・ 生産性、収益性の向上
行動量と効率化の追求及び顧客主導販売の向上と販促支援の強化
- ・ 既存顧客への付加価値向上
新商品、スポット商材による販売展開や事業カテゴリーの拡大・拡充と戦略強化
- ・ 新規顧客の創造
組織連携による新規顧客開拓の促進と機動性のあるサテライトオフィスの開設
- ・ エンゲージメントの構築

1 on 1面談の仕組化、組織連携による採用強化、各層別教育体系の構築

家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)

- ・ PB商品の企画・開発・販売による収益性の向上
- ・ 企画、OEM提案による新規直口座の獲得による新規取引先の獲得
- ・ 長年培った飲料事業のノウハウ「強み」を活かした複数の商品提案
- ・ 新規事業の一環であるEC事業の拡大
- ・ マーチャンダイジングに適合する人財教育の推進や積極的な人財採用

売水事業部門（アクアマジック事業）

- ・プッシュ型とプル型の戦略的活用による新規顧客開拓強化
- ・サービスと品質の改善による既存顧客の持続的価値創造と顧客ロイヤルティの向上
- ・新たなビジネスパートナー（代理店・取次店）の開拓と既存店の営業支援
- ・SNS、Web、アプリ等の媒体による広告や販売支援の強化
- ・新型サーバー等によるバリエーションの拡充
- ・異業種チャネルを活用し新規商品提案と新規顧客開拓の促進
- ・新規OEM製造受注先の拡充
- ・プラント（製造工場）のリニューアルと生産効率の向上

次なる成長に向けた投資

- ・ヘルス・ケア事業の顧客増加と営業エリアの拡大
- ・アクアマジック事業の新規顧客開拓と販売エリアの拡大
- ・本社屋及び半田ウォーターショップの建替

ESGを意識したSDGsの取り組み

- ・事業活動を通して健康と環境に優しく持続可能な未来への貢献
- ・健康経営による健康づくりの推進と福利厚生制度の向上
- ・働きがいのある職場環境と差別や不正の無い企業風土を構築
- ・地域・国際社会への具体的な支援と交流による社会貢献活動

(3) 経営環境

当事業年度におけるわが国経済は、国家間の紛争の長期化や米国の関税施策による景気への懸念、円安や物価高は継続され消費マインドの選別が厳しさを増すと考えられます。さらに、企業環境下では賃金並びに金利の上昇や各種値上げ等によるコストの増加、人手不足に伴う人財確保、働き方改革に向けた適応やハラスメント、サイバーセキュリティ対策、大規模災害などによる事業継続計画（BCP）の策定など多岐に渡り対応が求められています。

また、高年齢者継続雇用の充実、コーポレートガバナンスや内部統制の強化、健康経営・ESG・SDGsへの取り組み、生成AIやITの活用など企業価値向上の為の適応をしております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

各事業の優先的に対処すべき課題については次のとおりです。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）は当社の中核事業であり、業績向上の為に①組織風土の改革、②生産性と収益性の向上、③既存顧客への付加価値向上、④新規顧客の創造、⑤社員エンゲージメントの構築を図ります。組織風土の改革は販売スタイルの方法の変化とプロセスマネジメントによる業績向上を図るための環境作りに取り組みます。生産性と収益性の向上の為に「量×質」の改善を図り、訪問軒数と販売ご利用率を増加させます。そのために買い回り商品の委託販売の強化にも努めます。

既存顧客への付加価値向上としては新商品やスポット商材による販売展開、各事業の拡大、拡充と戦略強化に取り組みます。新規顧客の創造は顧客開拓による新陳代謝を促しご利用顧客を増やします。

また、機動性のあるサテライトオフィスの開設を行います。社員エンゲージメントの構築については階層別教育と1on1面接の仕組化を構築し、採用については組織連携による新たな選考方法を取り入れ採用強化に取り組みます。

家庭医薬品等販売事業卸売部門（ライフ・ケア事業）におきましては、収益力向上と事業拡大のために自社商品の企画・開発・販売による粗利益率の改善と他企業との事業提携やOEM企画営業をさらに推進し新規顧客を開拓します。また、ストアPBのクロスセルを強化しEC事業による事業拡大と収益の安定的獲得に努めます。

売水事業部門（アクアマジック事業）におきましては、顧客拡大と販売力強化のためにプッシュ型営業とプル型営業の戦略的活用により新規顧客開拓と増収を図ります。サービスと品質の向上により既存顧客の持続的価値創造に努めます。さらに、既存代理店・取次店の営業支援を高め、新規の代理店や取次店の開拓及び他企業との事業提携やOEM製造受託の拡充に努め、新型ウォーターサーバーや新商品の開発を進めます。製造部門は商品の安定供給、安全品質の確保を基に設備のリニューアルや工場の稼働率向上に努めコスト削減を図ります。

企業経営におきましては、人財こそが核心であり、積極的な採用と階級別や新入社員の研修強化を図り、能力を活かし社員が成長できる組織環境を作り上げます。そのために2024年4月より導入した新人事制度をブラッシュアップしております。「健康経営」、「女性活躍の推進」、「AIやDXへの適応」などの課題に対し、組織の垣根を越えて構成される人財による各種プロジェクトや委員会の実施により、更なる制度改革や成長戦略の推進を図ります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、お客さまからの支援の度合を反映するものとして売上高、商品の開発力と競争力を示す売上総利益率、事業全体の収益性を示す営業利益率を特に重視します。また、効率性を示す販売費及び一般管理費対売上高や資本の効率性を示す1株当たり当期純利益金額、ROE（自己資本利益率）を向上してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

①サステナビリティ経営への取り組み

当社は、中期経営計画において、サステナビリティ経営を経営戦略の中核に据えています。そのため当社は、サステナビリティを巡る課題を重要と位置付け、企業価値向上に取り組みます。サステナビリティの取り組みとして、取締役会承認のもと「SDGsの取り組み」や選択的CSR（社会環境責任）と社会貢献を策定し、それらの重点課題の目標達成に向け、全社員が一丸となり事業を通じて積極的に社会課題の解決に取り組んでまいります。

②サステナビリティ基本方針

当社は、企業理念である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を基に以下の基本方針といたします。

- ・ 明るい未来創造のために、人と社会に寄り添い温かいふれあい業を進化させます。
- ・ 新事業や既存事業の変革によって、健康・安心・安全な暮らしを目指します。
- ・ お客さまに喜ばれる商品や情報・サービスの開発による新しい価値創造を行います。

③サステナビリティスローガン

より愛され、より親しまれる企業を目指して

(2) 戦略

サステナビリティ経営重要課題

①事業を通じた社会的課題の解決

元来、「置き薬業」は地域社会に深く根を下ろし、生命や健康、生活に密着している（お客さま宅を一軒一軒訪問し、お客様一人ひとりの健康状態をきめ細かく把握したうえで、最適な商品・情報・サービスを提供しています）が故に企業活動自体が高い社会貢献性をもっています。その意味では、当社の企業活動はCSR（社会的責任）そのものと考えます。また、高齢化社会やフレイル（虚弱、老衰）対策に適応した商品開発や自然災害などの防災対策としてのローリングストック（循環備蓄）の推進など社会・環境の変化に適応し期待に応えてまいります。

②多様な人材育成

当社における、人材の多様性の確保を含む人材の育成と社内環境整備に関する方針は以下のとおりであります。

(i) 人材に関する基本方針

企業の持続的な成長を実現するためには、核心である人の成長と活性化からの多様な知恵と創発による新たな価値創造が不可欠です。そのために、「人材の育成」のための自律的なキャリアを構築できる環境作りや多様な視点を活かし機能させる組織風土の醸成に努めます。また、社員の健康への配慮による「健康経営」の推進を図り、人材の獲得と力量の発揮からの生産性を高めてまいります。これら、二本の柱で経営基盤をさらに強く、安定させ、社会の期待に応えてまいります。

「人材育成計画」

人財育成の促進及びリテンション(人財の定着・維持)を重要テーマとした新人事制度の導入によるパフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の実現を図ります。お客さまとの「ふれあい」を深め、きめ細かな接客が顧客満足や顧客評価につながる社員を育成します。さらに採用の強化と多面的施策の実施、次世代リーダーや階層別スキルアップ教育、能動的な組織環境の構築を行ってまいります。

「健康経営」

従業員の健康管理を経営課題ととらえ改善に取り組みます。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行う事は、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性をもたらし、業績や従業員満足度の向上に繋げてまいります。

(ii) 社内環境整備に関する方針

- ・ 階層別社内研修やOJT並びに社内SNSによる教育
- ・ 女性活躍推進委員会
- ・ 健康経営推進委員会
- ・ 安全衛生委員会

(3) リスク管理

当社は、人材の多様性の確保を含む人材育成や人材流出を防ぐために、有給休暇の取得促進、奨学金返還支援制度の導入など従業員の福利厚生や労働環境の整備を行います。また、積極的に人材登用を行うための社員教育制度や人事評価制度を構築し、社員一人ひとりが成長できる環境を整備してまいります。

(4) 指標及び目標

当社は、企業理念として「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を掲げ、「社員の人づくり」を長年にわたり重点項目としてとらえてまいりました。その結果、お客様と接する社員の人材育成を実現することを目指しております。

また、当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	2029年3月までに20%	16.1%
男性労働者の育児休業取得率	2029年3月までに30%	66.7%
労働者の男女の賃金の額の差異	2029年3月までに70%	57.2%

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)家庭医薬品等販売事業

小売部門について

当社は、常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・その他の商品を一般家庭に対し配置販売並びに小売販売を行うとともに、これらの商品を同業他社・一般流通市場・フランチャイズ契約を締結した加盟店に対して卸売販売も行っております。また、ほとんどの当社取扱商品は自社ブランドとして当社規格に基づいて外部に生産委託しております。

当社の配置販売は、いわゆる「富山の薬売り」という伝統的商売形態を踏襲したものであり、一般家庭に救急箱を配置し、後日当社社員が定期的に顧客を訪問し、使用された医薬品等だけを売上とする方法であります。

また、当社は顧客数の拡大と顧客満足の上を目指し、社員教育や倫理綱領の制定等に全社的に取り組んでおりますが、次のような事象が発生した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ①新規顧客の開拓や開拓した顧客の継続取引先としての定着化に遅れが生じた場合
- ②顧客からのクレームや商品に問題が発生した場合の対応が不適切で、会社の信用低下を招いた場合
- ③商品の劣化や期限切れが増加した場合

卸売部門について

当社は、取引先から当社に支払われるべき金銭に関し回収のリスクが存在します。当社は、与信及び債権管理規程の制定によるリスクの回避を図り、また、不良債権に対して引当金を積んでおりますが、取引先が健全な財務状態を維持し、当社に対する債務を履行するという保証はありません。取引先に債務不履行が発生した場合、当社の業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、卸売部門の売上高には直送取引が含まれていますが、直送取引には直接当社の部署を介さずに取引を行うため、積極的な確認や統制が取りにくいためリスクがあります。

(2)売水事業部門について

当社は、ウォーターサーバーを無料でレンタルし、ミネラルウォーターを販売しております。当社では当該事業において、生産物の徹底的な管理や品質向上を図っておりますが、万一その生産物や生産プラントに問題が生じた場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)小売部門への依存について

当社の売上高に占める小売部門のセグメント売上高の割合は59.3%となっております。単一事業に対する依存から脱却すべく卸売部門、売水部門の育成に注力してまいりますが、引き続き依存する割合は高く、小売部門の業績の如何により全体の業績に大きな影響を与えることがあります。

(4) 減損会計に関するリスク

当社は、事業の用に供する不動産をはじめとする様々な資産を所有しております。これら資産は、時価の下落や、顧客数及び売上高の推移が事業計画を下回ることにより将来のキャッシュ・インフローが減少し、資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる減損会計の適用を受ける可能性があり、これらは業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について

当社は、医薬品の配置販売等を行うことから薬機法等の規制を受けており、下表の各都道府県の許可・登録・届出を必要とします。また、当社の小売販売は訪問販売のシステムを採用することから「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。当社は法的規制等はもとより当社独自の社員教育を徹底し、遵法精神に則った事業展開を行っておりますが、将来これらの規制を遵守できなかった場合、あるいは規制の強化・変更、予測し得ない新たな規制の設定などがあった場合、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

許可・登録・届出の別	有効期限	関連する法令	登録等の交付者
医薬品販売業配置販売業許可	6年	薬機法	愛知県他各都道府県知事
医薬品販売業卸売販売業許可	6年	薬機法	愛知県知事
管理医療機器販売業届出	無期限	薬機法	愛知県他各都道府県知事
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	愛知県知事

(6) 個人情報管理について

当社は、顧客に関する個人情報を多数保有しており、個人情報取扱業者に該当します。個人情報保護法施行に伴い、当社では個人情報保護管理規程の整備に努め、従業員の情報管理に関する教育を行う等組織体制の整備と情報管理の運営に取り組んでおります。しかしながら、万一当社が保有する個人情報が漏洩した場合は、当社の信用低下を招き、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害等について

当社は中部地区を中心に全国展開しておりますが、営業所の集積度の高い中部地方や九州地方で営業所及び顧客に甚大な被害を及ぼす地震等の自然災害が起こった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善や所得の向上、インバウンド消費の拡大等を背景に緩やかな回復基調に推移し継続されていくことが期待されております。反面、他国の紛争の長期化や円安による原材料・エネルギー価格の高騰、気候変動等による食料品を含む物価高、人手不足による人件費上昇など先行きの不透明感が増しています。さらに、インフレリスクに伴う消費者の購買意欲の懸念など景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続いています。

当業界におきましても、消費の回復傾向は見られるものの、人手不足や賃金コストの上昇、仕入・物流コストの増加など経営環境への厳しい状況が続きました。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品開発や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客さまや市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体質の強化を図ってまいりました。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）におきましては、仕入・原料コスト等の増加という厳しい環境に対応するため、販売価格等の適正化を実施し、収益性の改善に努めました。また、多様化する社会のニーズに応えるべくトータルライフ・ケアの推進を経営の柱として、商品開発や既存商品のリニューアルを積極的に実施しました。事業基盤の強化として、配置薬などの委託販売を推進することにより、安定した収益基盤の確立と、新たな顧客への販売、継続的な販売に取り組みました。また、生産性向上を目指し、商品群やサービス形態によるカテゴリー別アクションプランを策定し、その実行を強力に促進いたしました。

人材確保においては、積極的な採用活動を行い、育成面では新入社員研修やフォローアップ研修、女性営業社員研修、階層別営業社員研修を通じて組織力の強化を図りました。今後は、お客さまとのふれあい業の強みを活かし、新しいサービスの創出や革新的な価値創造に注力してまいります。

家庭医薬品等販売事業卸売部門（ライフ・ケア事業）におきましては、他企業のストアPB（プライベートブランド）の拡大やクロスセルの実施により販売の拡大に努めました。さらに、冬季商品の継続的な販売、防災・備蓄対策商品等におけるペットボトル飲料の需要も高まり、販売に注力してまいりました。EC事業（インターネット通信販売事業）につきましても強化し、安定的な収益基盤の構築を図りました。

売水事業部門（アクアマジック事業）におきましては、10月以降においても例年以上の高温に伴い飲料水（12Lボトル）の売上は堅調に推移しました。近年、防災対策としての水の備蓄や熱中症対策として、ミネラルウォーター宅配市場の必要性が高まっており、中核事業の1つとして確固たる地位を確立することを目標としております。また、水関連商品等のサイドメニューのラインアップを拡充し、多様なお客さまへのニーズに対応することで利用促進を図りました。半田ウォータープラントについては、更なる品質の向上や生産性の効率化を図る為に最新鋭の設備を導入しました。2026年3月から新プラントでの製造を開始し順調に稼働しております。

資本政策におきましては、過去期における新株予約権の発行による資金調達から、顧客営業権の購入に伴う成長戦略投資に活用してまいりました。今後も成長戦略投資と設備投資に活用していく予定です。また、自己資本を充実させ持続的な企業成長投資を行ってまいります。

ESG・SDGsにおきましては、その一環として「健康経営」にも取り組み、評価としては2026年3月に7年連続「健康経営優良法人2026（大規模法人）」の認定をいただきました。さらに、スポーツ庁が認定する「スポーツユールカンパニー2026」にも6年連続認定となり同庁から引き続き「ブロンズ認定」を受けました。当社は同庁主催の「Sport in life コンソーシアム」にも加盟しています。

また、国際社会貢献活動（さずなASSIST）を1994年から継続して取り組んでおり、アジア保健研修所（AHI）や、非営利活動法人と共に社会貢献活動を行っております。フードバンクへの食品の寄贈や大規模自然災害時には被災地への支援物資の発送や各自自治体との間ではアクアマジックのミネラルウォーターの供給を行う協定を結んでおります。

人材の定着と育成におきましては、積極的な採用活動はもとより、奨学金返還支援制度や人材育成の促進及びリテンション（人材の定着・維持）を重要テーマとした新人事制度を2024年4月より導入し、パフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の向上を図りました。

その結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

財政状態につきましては、当事業年度末の総資産は、5,285百万円となり、前事業年度に比べ220百万円増加いたしました。負債の部は2,707百万円となり、前事業年度に比べ168百万円増加いたしました。純資産の部は2,578百万円となり、前事業年度に比べ51百万円増加いたしました。

(経営成績)

当事業年度における経営成績は、売上高は6,569百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は127百万円（前年同期比20.2%増）、経常利益は139百万円（前年同期比18.9%増）、また当期純利益は83百万円（前年同期比85.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）

小売部門においては、新商品や付加価値を高めたリニューアル商品の投入による販売価格等の改定を実施し、利益率の改善に努めました。販売面では生産性向上の為の階層別営業社員研修やプロモーター制の強化、女性営業社員研修の実施を行い、既存顧客への付加価値や販売効率の向上、さらに新規顧客開拓の進展に繋がりました。

卸売部門においては、他企業のストアPB（プライベートブランド）の拡大やクロスセルの実施により販売の拡大に努めました。また、安定的な収益基盤の構築のため、EC事業（インターネット通信販売事業）にも注力して受注も順調に推移しました。

その結果、売上高は5,807百万円（前年同期比4.0%増）、セグメント利益51百万円（前年同期比118.8%増）となりました。

②売水事業部門

売水事業部門においては、販売価格等の改定が定着し、利益率の改善に繋がりました。夏季の猛暑や季節外れの高温が続き、水（12Lボトル）の受注が急増したため、売上が堅調に増加しました。抗菌カートリッジの交換による販売や水関連商品等のサイドメニューによるクロスセルなどの強化に取り組みました。

その結果、売上高は761百万円（前年同期比5.4%増）、セグメント利益75百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメント別		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前期比 (%)
家庭医薬品等 販売事業	小売部門 (千円)	3,898,269	1.6
	卸売部門 (千円)	1,909,446	9.1
	FC向け (千円)	136,448	8.4
	一般流通市場向け (千円)	1,772,998	9.2
計 (千円)		5,807,716	4.0
売水事業部門 (千円)		759,751	5.6
その他 (千円)		1,840	12.3
合計 (千円)		6,569,307	4.2

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、99百万円（前年同期は31百万円の増加）となりました。これは主に税引前当期純利益118百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、300百万円（前年同期は53百万円の増加）となりました。これは主に定期預金による預金による支出275百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、81百万円（前年同期は42百万円の増加）となりました。これは主に長期借入れによる収入350百万円及び長期借入金の返済による支出209百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
売水事業部門 (千円)	40,178	100.0	△8.9
合計 (千円)	40,178	100.0	△8.9

(注) 金額は、実際製造原価によっております。

②仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)	
家庭医薬品等 販売事業	配置品等			
	常備配置薬 (千円)	130,243	4.2	0.0
	保健品 (千円)	532,246	17.3	35.1
	ドリンク (千円)	214,533	7.0	1.7
	小計 (千円)	877,023	28.5	19.3
	医療品 (千円)	272,297	8.9	14.6
	日用雑貨 (千円)	98,179	3.2	△7.1
	生活流通・その他 (千円)	1,761,252	57.3	9.4
計 (千円)	3,008,753	97.9	11.9	
売水事業部門 (千円)	64,644	2.1	34.6	
合計 (千円)	3,073,397	100.0	12.3	

(注) 金額は、仕入価格によっております。

③販売実績

(i) 販売方法

当社は、主として営業員による一般家庭への配置・小売販売と同業他社への卸売販売を行っております。事業のセグメントごとの割合は、次のとおりであります。

販売経路		構成比 (%)
		当事業年度
小売部門	[当 社] ————— [ユーザー]	59.3
卸売部門	[当 社] — [同業他社・一般流通市場] — [ユーザー]	29.1
家庭医薬品等販売事業計		88.4
売水事業部門	[当 社] ————— [ユーザー]	11.5
その他		0.1
合計		100.0

(ii) 地域別売上高

当事業年度の地域別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりになります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		前期比	
	地域	金額 (千円)	構成比 (%)	
小売部門	本社	24,914	0.4	43.2
	名古屋営業所	69,723	1.1	△3.7
	岡崎営業所	61,670	0.9	3.7
	岩倉営業所	73,702	1.1	△3.8
	知立営業所	91,181	1.4	29.0
	半田営業所	103,063	1.6	△4.5
	津島営業所	71,115	1.1	11.7
	名古屋東営業所	64,331	1.0	15.7
	豊田営業所	82,983	1.3	△1.9
	豊橋営業所	82,022	1.2	△14.9
	愛知県計	724,709	11.1	△2.8
	高山営業所	113,646	1.7	△2.3
	可児営業所	88,450	1.3	13.2
	中津川営業所	80,544	1.2	5.2
	岐阜東営業所	106,084	1.6	2.1
	大垣営業所	86,249	1.3	△0.7
	岐阜県計	474,975	7.1	△3.8
	松阪営業所	84,846	1.3	6.5
	四日市営業所	75,055	1.1	51.0
	津営業所	75,614	1.2	△12.6
	鈴鹿営業所	70,214	1.1	66.7
	志摩営業所	29,487	0.4	10.5
	三重県計	335,218	5.1	△5.3

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		前期比	
	地域	金額 (千円)	構成比 (%)	比率 (%)
小売部門	旭川営業所	52,418	0.8	18.6
	札幌東営業所	44,239	0.7	△2.0
	北海道計	96,657	1.5	8.2
	つくば営業所	65,722	1.0	13.7
	茨城県計	65,722	1.0	13.7
	府中営業所	37,417	0.6	17.2
	東京都計	37,417	0.6	17.2
	上越営業所	57,058	0.9	6.1
	長岡営業所	41,346	0.6	12.5
	新潟県計	98,404	1.5	8.7
	長野営業所	96,772	1.5	△0.7
	松本営業所	115,999	1.8	△1.3
	飯田営業所	68,252	1.0	4.8
	伊那営業所	90,957	1.4	4.6
	上田営業所	70,382	1.1	△2.1
	長野県計	442,365	6.7	0.8
	浜松営業所	112,665	1.7	3.1
	静岡営業所	81,763	1.2	8.5
	掛川営業所	47,780	0.7	△1.5
	藤枝営業所	116,623	1.8	6.6
	沼津営業所	45,608	0.7	19.5
	伊東営業所	50,537	0.8	7.9
	静岡県計	454,979	6.9	6.4
	彦根営業所	58,147	0.9	3.8
	守山営業所	46,007	0.7	△1.2
	滋賀県計	104,155	1.6	1.6
	東広島営業所	66,594	1.0	24.5
	尾道営業所	39,893	0.6	18.9
	広島営業所	37,537	0.6	12.4
	広島県計	144,026	2.2	19.6
	坂出営業所	110,400	1.7	1.5
	香川県計	110,400	1.7	1.5

セグメント名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		前期比	
	地域	金額 (千円)	構成比 (%)	比率 (%)
	福岡東営業所	84,800	1.3	58.6
	小倉営業所	74,206	1.1	28.3
	久留米営業所	66,070	1.0	5.8
	福岡県計	225,077	3.4	5.4
	佐賀営業所	52,851	0.8	8.9
	佐賀県計	52,851	0.8	8.9
	大分営業所	97,149	1.5	17.2
	大分県計	97,149	1.5	17.2
	人吉営業所	46,510	0.7	8.0
	熊本営業所	52,655	0.8	6.7
	熊本県計	99,166	1.5	7.3
	都城営業所	102,334	1.6	54.2
	宮崎営業所	83,376	1.3	14.1
	高鍋営業所	80,401	1.2	54.1
	宮崎県計	266,112	4.1	△1.6
	始良営業所	68,880	1.0	3.2
	鹿児島県計	68,880	1.0	3.2
	計	3,898,269	59.3	1.6
卸売部門	愛知県他	1,909,446	29.1	9.1
売水事業部門	愛知県他	759,751	11.5	5.6
報告セグメント計		6,567,467	99.9	4.2
その他	愛知県	1,840	0.1	12.3
合計		6,569,307	100.0	4.2

(iii) 商品別売上高

当事業年度の商品別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
家庭 医薬 品等 販売 事業	配置品等			
	常備配置薬 (千円)	557,521	8.5	△3.7
	保健品 (千円)	1,601,889	24.4	2.1
	ドリンク (千円)	621,842	9.5	△9.4
	小計 (千円)	2,781,253	42.4	△1.9
	医療品 (千円)	532,949	8.1	4.4
	日用雑貨 (千円)	222,849	3.4	△4.6
	生活流通・その他 (千円)	2,270,664	34.5	13.2
計 (千円)		5,807,716	88.4	4.0
売水事業部門 (千円)		759,751	11.5	5.6
その他 (千円)		1,840	0.1	12.3
合計 (千円)		6,569,307	100.0	4.2

(iv) 主要顧客別販売実績

主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものではありません。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(i) 経営成績等

当事業年度の経営成績等につきましては、「経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(ii) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、お客さまからの支援の度合を反映するものとして売上高、商品の開発力と競争力を示す売上総利益率、事業全体の収益性を示す営業利益率を特に重視します。当事業年度における売上総利益率は56.6%（前事業年度は57.8%）、営業利益率は1.9%（前事業年度は1.7%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。また、効率性を示す販売費及び一般管理費対売上高や資本の効率性を示す1株当たり当期純利益金額、ROE（自己資本利益率）についても向上に向けて取り組んでまいります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(i) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(ii) 資本の財源及び資金の流動性

(財務政策)

当社は、運転資金・投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債（主に短期借入金）の調達を実施しております。

長期借入金の調達については、事業計画に基づく資金需要や金利動向等の調達環境、既存借入金の完済時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断して実施して行く事としております。

自己株式については、事業計画の推進状況、当社の業績見通し、株価動向、財政状況及び金融市場環境を総合的に勘案して売出し等を検討して行く事としております。

(資金需要)

当社の資金需要は、営業活動については、販売活動に必要な運転資金（商品仕入及び人件費等）、顧客訪問並びに商談に係る費用、人材獲得に必要な求人費用、事業拠点の賃借料等が主な内容であります。投資活動については、事業拠点の新設・移転に伴う設備投資が主な内容であります。今後も、新たな事業拠点並びに顧客開拓を継続し、将来の成長分野における新規事業への投資も含めて有効な資金の活用を行っていく予定であります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 (1)(財務諸表)(注記事項)」に記載しております。

財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の課税所得の見積りに基づいて回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっては、期末時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、あるいは、仮定に変更が生じ課税所得が減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産の収益性の低下により、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

固定資産の回収可能価額について、期末時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、あるいは、仮定に変更が生じ回収可能価額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は47百万円で、主なものは、機械及び装置の増加38百万円であります。有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

2【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額					従業員数 (人)
			土地 (千円)	面積 (㎡)	建物及び構 築物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (愛知県半田市)	その他	事務所	457,069	6,854	35,101	27,914	520,085	18(8)
半田ウォーターショップ (愛知県半田市)	売水事業部門	工場	95,729	1,893	81,754	38,626	216,110	19(13)
鈴鹿ウォーターショップ (三重県鈴鹿市)	売水事業部門	事務所・ 工場	76,631	2,769	136,606	1,012	214,250	5(6)
名古屋東営業所・名東ウ ォーターショップ (愛知県名古屋市守山区)	家庭医薬品等販売事 業・売水事業部門	事務所	158,547	1,585	25,964	—	184,511	8(4)
松阪営業所・松阪ウオー ターショップ (三重県松阪市)	家庭医薬品等販売事 業・売水事業部門	事務所	161,182	1,500	7,240	0	168,422	6(3)
可児営業所 (岐阜県可児市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	37,687	1,315	5,165	—	42,852	5(1)
中津川営業所 (岐阜県中津川市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	26,697	1,013	11,874	—	38,571	4(1)
大垣営業所 (岐阜県大垣市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	80,200	1,326	10,369	0	90,569	4(2)
鈴鹿営業所 (三重県鈴鹿市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	75,000	826	6,464	—	81,464	3(2)

(注) 1. 帳簿価額の内「その他」は工具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア、リース資産、水道施設利用権であります。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間 (年)	リース料(年額) (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (愛知県半田市)	アクアマジックサーバー (オペレーティング・リース)	一式	5	1,823	1,823

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業績動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,660,734	11,660,734	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	11,660,734	11,660,734	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年8月31日	—	11,660	—	681,012	△200,000	224,177

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	8	23	39	12	34	8,617	8,734	—
所有株式数(単元)	5	8,586	6,747	17,823	1,086	317	81,792	116,356	25,134
所有株式数の割合 (%)	0.00	7.38	5.80	15.32	0.94	0.27	70.29	100.00	—

(注) 自己株式787,813株は「個人その他」に7,878単元を含めて記載しております。なお、自己株式には、従業員向け株式給付の信託口が保有する当社株式197,444株を含んでおりません。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社マサユキコーポレーション	愛知県半田市亀崎月見町2丁目58-1	1,625	14.94
山田 正行	愛知県半田市	334	3.07
早乙女 修司	栃木県小山市	289	2.66
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町3丁目39-10	200	1.83
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	198	1.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	197	1.81
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	愛知県半田市亀崎北浦町2丁目15番地の1	161	1.48
杉浦 直幸	三重県桑名市	153	1.41
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	150	1.37
山田 正人	愛知県半田市	145	1.33
計	—	3,455	31.78

(注) 上記の他、自己株式が787千株あります。なお、自己株式には、従業員向け株式給付の信託口が保有する当社株式197千株を含んでおりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 985,200	1,974	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,650,400	106,504	同上
単元未満株式	普通株式 25,134	—	—
発行済株式総数	11,660,734	—	—
総株主の議決権	—	108,478	—

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称等	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社中京医薬品	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1	787,800	197,400	985,200	8.4
計	—	787,800	197,400	985,200	8.4

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「従業員向け株式給付」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(従業員向け株式給付信託)

(i) 本制度の概要

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意識や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」(以下、「本制度」と呼びます。)を導入することを決議いたしました。

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(ii) 従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額

2016年3月1日付で64,860千円を拠出し、三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が当社株式を230,000株取得しております。

(iii) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	27	5,454
当期間における取得自己株式	79	16,274

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	787,813	—	787,892	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含めておりません。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（従業員向け株式給付の信託口）が保有する当社株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の1つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と純資産配当率等を加味し利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は、1株当たり5円の配当（うち中間配当2.5円）を実施することを予定しております。この結果、当事業年度の配当性向は63.78%となる予定であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大等の投資資金に充当するとともに、今後の販売促進活動に利用して事業拡大に努める所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、第48期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。期末配当に関する配当金の総額27百万円及び1株当たり配当額2.5円につきましては、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年11月11日 取締役会決議	27,182	2.5
2026年6月25日 定時株主総会決議（予定）	27,182	2.5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「経営理念」を経営の戦略の策定や意思決定の拠り所となる各種活動の基本方針と位置づけております。

また、基本的な価値観や倫理観を共有し、業績に反映させていくための行動規範として「倫理綱領」を制定しております。当社は「経営理念」と「倫理綱領」に基づき、コーポレートガバナンスの充実に努め、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と安全確保、並びに効率経営の実践を推進しております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務執行を監督する役割を担っており、社外監査役を2名選任するなど、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。また、常勤役員から構成される常務会を設置し、経営全般に関する事項や取締役会に付議する重要議題を協議するなど意思決定の迅速化を進めております。また、取締役及び経営陣幹部の指名並びに報酬の決定を執り行うにあたり、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、社外取締役の適切な関与・助言のもと重要事項につき審議し、客観的・透明性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的としております。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、取締役会、常務会、監査役会等の経営基本に関わるものを経営基本規程、職務分掌及び職務権限等組織に関わるものを組織規程、また、個々の業務に関わるものを業務規程とし、社内業務全般にわたる諸規定が整備されております。特に「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職位の責任と権限を明確にするとともに、「稟議規程」を設け重要な案件に関して当社の意思決定の明確化を行っており、法的課題やコンプライアンスなどに関する事象については、必要に応じて顧問弁護士から助言・指導を受けております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は主に監査役及び内部監査室において取締役及び従業員の日常業務を調査監視することによって不正などの摘発や内部牽制をするとともに、摘発された不正は主に取締役及び部門長クラスで組織された賞罰委員会において、適正に報告審議し、内部牽制に活かしております。

また、従来、設置されていた「危機管理委員会」を「コンプライアンス委員会」に変更し、取締役、監査役をはじめ従業員に対する法令遵守意識及び倫理意識の普及、啓発を一層推進し、コンプライアンスの更なる充実に努めております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社における責任限定契約の内容としましては会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、社外取締役及び各監査役が、その職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。また、当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役は120万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び争訟費用が填補されます。

e. 取締役の定数

当社の取締役の定数は20名以内とする旨定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票によらないものとする旨を定めております。

④株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2025年6月26日開催の第47期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「現行プラン」といいます。）を導入いたしました。

当社は、2025年5月13日開催の当社取締役会において、この現行プランの基本的考え方を維持し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を発効することといたしました。本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理を行っていますが、基本的なスキームについて現行プランとの変更はございません。また、議案としてお諮りするのには、本プランが株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするためであります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上のため、不適切な支配防止のための取組みとして、本プランは必要であると考えております。

本プランは、2025年6月26日開催の当社第47期定時株主総会にて承認を得ております。

現時点において、当社に対し特定の第三者から大量買付行為（Ⅲ 2.（2）において定義されます。以下同じとします。）が行われ、または行われるおそれがあるという事情は認識しておらず、当社による本プランの継続は、いわゆる平時における買収防衛策の継続であります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりです。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆様のご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させていくためには、Ⅱ 1. 記載の企業価値の源泉を維持し、向上させることが必要不可欠です。したがって、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に維持・向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えます。また、大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

上記の観点から、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた場合には、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報及び検討期間が与えられた上で、判断を行うことができる体制を確保することが必要であると考えております。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者（Ⅲ 2.（1）イにおいて定義されます。以下同じとします。）に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念及び企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客様の健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客様と共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客様と常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮しを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくりられています。こう

した「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取り組み

わが国経済は、雇用環境の改善や所得の向上、インバウンド消費の拡大等を背景に緩やかな回復基調に推移し継続されていくことが期待されております。反面、他国の紛争の長期化や円安による原材料・エネルギー価格の高騰、気候変動等による食料品を含む物価高、人手不足による人件費上昇など先行きの不透明感が増しています。さらに、インフレリスクに伴う消費者の購買意欲の懸念など景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続いています。当社を取り巻く事業環境においては、健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業による積極的な市場参入がなされ、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等が地域戦略とマーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場競争が激化しています。また、お客様においても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する知識、要求も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。さらに、市場・社会環境は将来にわたる少子高齢化、若年層労働力の不足、女性とアクティブシニアの社会進出の推進、後期高齢者の増加など確実に社会変化が進んでいます。また、国の対策も女性やシニア労働力の積極的推進、消費者保護強化、所得格差の是正、社会保障や国の財源確保など各種法改正が実施されていきます。

このような事業環境の中、当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善「みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの」による、よい商品よいサービスの提供とお客様視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客様に対する適切な情報・サービスの提供及びマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客様との多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）におきましては、藤枝営業所、沼津営業所、伊東営業所、浜松西営業所を新規出店しました。引き続き、顧客営業権（のれん）を購入し、新規顧客が約2万軒増加いたしました。さらに、仕入・原料コスト等の増加に対応すべく販売価格等の改定を実施し利益率の改善に努め、販売面では生産性向上の為に社員教育やプロモーター制の見直し、既存顧客への付加価値向上や救急箱、ドリンクや置き食など、様々な形態による新規顧客開拓に取り組みしました。人財育成（※注記）では営業社員教育やプロモーター制の強化、女性営業社員研修の推進や事業環境の整備を取り組みました。また、更なる商品開発の推進とマーケティング強化を図るため、名古屋市内に拠点を開設し、事業環境の整備に取り組みしました。その結果、当社ならではの「ふれあい業」の強みを活かし、昨今の健康意識の高まりや感染しにくい身体づくりなど、お客さまに合った商品やサービス等の提案に努めました。※注記:当社は「社員」を財産と考えていて「人材」ではなく「人財」という言葉を用いています。

家庭医薬品等販売事業卸売部門（ライフ・ケア事業）におきましては、他企業のストアPB（プライベートブランド）の獲得、拡大に努め、海外向けに健康食品の新たな市場を開拓し堅調に業績が推移しました。当社PB商品である「色移り防止シート」「クレンジングタオル」「ワンダークロス」を市場投入し販売強化に努めました。また、EC事業（インターネット通信販売事業）にも注力して安定的な収益基盤の構築を図りました。

売水事業部門（アクアマジック事業）におきましては、東三河エリアを中心に新規顧客の増加を促進するため営業強化と催事を中心に活動を行いました。除菌衛生関連商品である消毒用アルコール製剤や新型コロナ検査キットも継続して販売しました。製造部門では、OEM委託による他社の企業ブランド商品の製造も堅調に推移しました。物流・資材コスト等の増加に対応すべく販売価格の改定を実施し利益率の改善に努めました。近年の夏場の猛暑等も相まって水（12Lボトル）の売上は堅調に推移し、さらにサイドメニューとして水関連商品の「経口補水パウダー」などのラインアップを増やしました。スマホ・Webの専用アプリにて商品紹介やポイント付与などを既存顧客へ定期的にアプローチを行う事により利用客の増加を図っています。また、市場拡大しつつある浄水型サーバーも視野に入れ、新たな市場へのチャレンジも開始しました。

IT関連におきましては、ITシステム投資により業務効率や勤務形態の改善を図るとともに、営業サポートや教育、コミュニケーションツール等を強化し生産性向上に努め、AIの研修や活用調査などを行いました。さらに、リモートワークやWeb会議などの積極的な運用、サイバーセキュリティ対策の強化についても取り組みました。

資本政策におきましては、新株予約権の発行による資金調達から、顧客営業権の購入に伴う成長戦略投資の使途として活用いたしました。今後も成長戦略投資と設備投資に活用していく予定です。また、自己資本を充実させ持続的な企業成長投資を行ってまいります。

ESG・SDGsにおきましては、一環として「健康経営」にも取り組み、評価としては2026年3月に7年連続「健康経営優良法人2026（大規模法人）」の認定を受けました。さらに、スポーツ庁が認定する「スポーツエールカ

ンパニー2026」にも6年連続認定となり同庁から「ブロンズ認定」を受けました。同庁主催の「Sport in Life コンソーシアム」にも加盟しています。なお、健康経営の目的や体制、取り組みの詳細につきましては、当社ホームページ (<https://chukyoiyakuhin.co.jp>) の「サステナビリティ」の「健康経営の取り組み」をご参照ください。また、国際社会貢献活動(きずなASSIST)を1994年から継続して取り組んでおり、アジア保健研修所(AHI)や日本国際飢餓対策機構を始め各財団法人や非営利活動法人と共に社会貢献活動を行っております。地域社会におきましても、フードバンクへの食品の寄贈や大規模自然災害時には被災地への支援物資の発送や各自治体との間ではアクアマジックのミネラルウォーターの供給を行う協定を結んでおります。

人財の定着と育成におきましては、積極的な採用活動はもとより、2023年4月より奨学金返還支援制度を導入いたしました。また、人財育成の促進及びリテンション(人財の定着・維持)を重要テーマとした新人事制度を2024年4月より導入いたしました。パフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の実現を図ります。

ガバナンスにおきましては、2022年4月より東京証券取引所の新市場区分の「スタンダード市場」に移行し、コーポレートガバナンス・コードへの対応も見据えたガバナンス強化を図りました。その一環として指名・報酬諮問委員会の設置・開催と取締役会への答申を行いました。

このような状況下、成長戦略をさらに推し進め、基盤事業の選択と集中による収益性の向上に努めることで、計画目標の達成に向けて邁進いたします。2025年5月13日に公表した新中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

1. 長期ビジョン

より愛され、より親しまれる企業を目指して

2. 経営の基本方針

- ・明るく未来のために、人と社会に寄り添い温かい、ふれあい業を進化させます。
- ・新事業や既存事業の変革によって、健康・安心・安全な暮らしへの追求を行います。
- ・お客さまに喜ばれる商品や情報・サービスの開発による新しい価値創造を行います。

3. 経営戦略

「トータルライフ・ケア」

お客さまの健康と豊かな生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に推進していきます。

そのために、すべてのお客さまにお役に立てるように、様々な商品やサービスを提供していきます。

4. 人財育成計画

人財育成の促進及びリテンション(人財の定着・維持)を重要テーマとした新人事制度の導入によるパフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の実現を図ります。お客さまとの「ふれあい」を深め、きめ細かな接客が顧客満足や顧客評価につながる社員を育成します。さらに、採用の強化と多面的施策の実施、次世代リーダーや階層別スキルアップ教育、能動的な組織環境の構築を行っていきます。

5. 健康経営

従業員の健康管理を経営課題ととらえ改善に取り組みます。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行う事は、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性をもたらし、業績や従業員満足度の向上に繋げてまいります。

6. 社会的責務・使命の取組み強化

国際社会貢献活動(きずなASSIST:世界の子供たちに健康と教育を)をAHIや各対策機構を始め各財団法人や非営利活動法人と共に引き続き推進してまいります。フードバンクや大規模災害の被災地への支援、供給を行い、地域・社会にも積極的に貢献していきます。

7. 重要施策

<家庭医薬品等販売事業小売部門(ヘルス・ケア事業)>

- ・組織風土の改革
環境づくりとマネジメントの向上並びに販売プロセスの変革による業績の向上
- ・生産性、収益性の向上
行動量と効率化の追求及び顧客主導販売の向上と販促支援の強化
- ・既存顧客への付加価値向上
新商品、スポット商材による販売展開や事業カテゴリーの拡大・拡充と戦略強化
- ・新規顧客の創造
組織連携による新規顧客開拓の促進と機動性のあるサテライトオフィスの開設
- ・エンゲージメントの構築

1on1面談の仕組化、組織連携による採用強化、各層別教育体系の構築

<家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)>

- ・PB商品の企画・開発・販売による収益性の向上
- ・企画、OEM提案による新規直口座の獲得による新規取引先の獲得

- ・長年培った飲料事業のノウハウ「強み」を活かした複数の商品提案
 - ・新規事業の一環であるEC事業の拡大
 - ・マーチャンダイジングに適合する人材教育の推進や積極的な人材採用
- <売水事業部門（アクアマジック事業）>
- ・プッシュ型とプル型の戦略的活用による新規顧客開拓強化
 - ・サービスと品質の改善による既存顧客の持続的価値創造と顧客ロイヤルティの向上
 - ・新たなビジネスパートナー（代理店・取次店）の開拓と既存店の営業支援
 - ・SNS、Web、アプリ等の媒体による広告や販売支援の強化
 - ・新型サーバー等によるバリエーションの拡充
 - ・異業種チャネルを活用し新規商品提案と新規顧客開拓の促進
 - ・新規OEM製造受注先の拡充
 - ・プラント（製造工場）のリニューアルと生産効率の向上
- <次なる成長に向けた投資>
- ・ヘルス・ケア事業の顧客増加と営業エリアの拡大
 - ・アクアマジック事業の新規顧客開拓と販売エリアの拡大
 - ・本社屋及び半田ウォーターショップの建替
- <ESG・SDGs>
- ・事業活動を通して健康と環境に優しく持続可能な未来への貢献
 - ・健康経営による健康づくりの推進と福利厚生制度の向上
 - ・働きがいのある職場環境と差別や不正の無い企業風土を構築
 - ・地域・国際社会への具体的な支援と交流による社会貢献活動

3. 株主還元方針

当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主の皆様への利益還元を継続的にを行うことを基本方針としております。

4. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、変化する経営環境に迅速に対応し、経営効率の向上を図り、経営の透明性及び健全性並びに信頼性を強化することがコーポレートガバナンスの基本であると考えております。当社事業を通じて株主の皆様をはじめとしたお客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに貢献することが企業価値を高めることであると認識しております。また、社会の変化に適応、貢献すべくESG・SDGs、健康経営、社会貢献活動に取り組んでおります。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営管理・推進組織として、「取締役会」、「監査役会」、「常務会」、「各事業部会議」、「各種委員会」、「各種プロジェクト」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を取っております。

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、当社の企業規模や事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行える現在の体制を採用しております。また、社外監査役を含む監査役並びに監査役会による客観的で中立的な経営監督機能を備えることで、経営の透明性及び公正性を確保しております。

III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買取者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆様からの自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、また、かかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、以下の本プランを導入することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています（本プランの手続の流れの概要は別紙2のとおりです。）。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（Ⅲ 2.（4）において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（その概要については別紙3ご参照）に従い、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記①及び②について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社は、この勧告の内容を公表するものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されています。

なお、本プランの導入当初の独立委員会は、[当社の社外取締役1名、社外監査役1名及び社外の有識者1名]により構成される予定であり、その委員は、別紙4のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙3ご参照）。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等¹に関する特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得³

②当社が発行者である株券等⁴に関する特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得⁷

③当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人及び主幹証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下②において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の

計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プランにおいて同じとします。

7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下本プランにおいて同じとします。

9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

10 当該行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式及び方法により提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者及びそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量買付行為の目的、方法及び内容（当社株券等の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦当社の経営に参画した後想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの処遇方針
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、当社は、大量買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

なお、意向表明書及び買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、本必要情報の提供が完了したと判断した場合、直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後のみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に對抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会検討期間内に對抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社は、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間及びその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(5) 独立委員会による検討

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業機密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、對抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断したときは、独立委員会は、對抗措置の発動を勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

①次のa. からd. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合

- a. 当社株式を買い占め、その当社株式について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- c. 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合

- ③大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合
- ④大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(7) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置の発動または不発動の決議がなされた場合には、取締役会検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

(8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他当該独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置の発動を中止または変更することができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(9) 対抗措置としての新株予約権の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。当該新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

イ. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。

ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

へ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ①大量買付者及び大量買付者のグループに属する者。
- ②外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チ. に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。
なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。
- ③大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

チ. 当社による新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
 - a. 大量買付者及び大量買付者のグループに属する者。
 - b. 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。
- ③前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項b. に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ④①項ないし③項に定めるほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

3. 本プランの有効期間等

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得て、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を毀損するものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

2 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収への対応方針に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足するとともに、株式会社東京証券取引所（スタンダード市場）の定める「企業行動規範に関する規則」第11条に準拠しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランの導入は株主総会の承認を条件としており、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、Ⅲ3.記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動及び変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅲ2.(6)に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

(5) 外部専門家等の意見の取得

Ⅲ2.(5)に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

Ⅲ3.に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

V 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者及び当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づきお知らせ致します。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、独立委員会の勧告を受けて、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また、無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

⑤取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役会長	山田 正行	13回	13回
代表取締役社長	米津 秀二	13回	13回
取締役	飯田 亨	13回	12回
取締役	岩崎 雷凱	13回	13回
社外取締役	渡邊 明	13回	13回
社外取締役	今枝 なほみ	13回	13回

取締役会における具体的な検討内容は、当社の取締役会規則に則り執り行っております。主な事項としては、当社の経営基本方針及び中長期的な経営戦略、株主総会に関する事項、取締役等に関する事項、財務に関する事項、株式及び社債に関する事項、重要な業務に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する事項、法令及び定款に定められた事項等を決議し、また、重要な業務の執行状況の報告や対策等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

男性8名 女性1名 （役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	山田 正行	1945年2月26日生	1969年3月 三重中京医薬品株式会社代表取締役社長 1978年5月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼配置営業統括本部長 2011年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 3	334
代表取締役 社長	米津 秀二	1964年3月16日生	1987年2月 三重中京医薬品株式会社入社 1990年11月 当社入社 2006年4月 当社商品企画部長 2008年4月 当社配置営業部長 2008年10月 当社執行役員配置営業部長 2010年4月 当社執行役員配置営業統括本部長代行 2011年6月 当社取締役配置営業統括本部長 2012年1月 当社取締役営業統括本部長 2012年2月 当社取締役営業統括本部長兼商品部長 2013年4月 当社取締役事業統括本部長兼アクマジック事業部長 2015年10月 当社取締役事業統括副本部長兼アクマジック事業部長 2017年4月 当社取締役事業統括副本部長 2019年4月 当社取締役事業統括本部長 2019年6月 当社代表取締役社長兼事業統括本部長 2025年10月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	27
取締役	飯田 亨	1963年9月1日生	1988年5月 当社入社 2008年10月 当社執行役員管理統括本部長兼システム部長 2009年6月 当社取締役管理統括本部長兼システム部長 2013年4月 当社取締役コーポレート本部長兼システム部長 2025年10月 当社取締役コーポレート推進部担当（現任）	(注) 3	20
取締役 海外事業担当 兼アクアマジック事業部部長	岩崎 雷凱	1961年3月23日生	2000年1月 当社入社 2009年10月 当社執行役員商品企画部長 2012年6月 当社執行役員商品部長 2012年10月 当社執行役員営業統括副本部長兼M I 商品部長 2013年6月 当社取締役事業統括副本部長兼M I 商品部長 2016年4月 当社取締役事業統括副本部長兼商品部長 2019年10月 当社取締役海外事業担当兼アクアマジック事業部部長 2025年10月 当社取締役海外事業兼アクアマジック事業部担当（現任）	(注) 3	18

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	渡邊 明	1946年1月14日生	1978年12月 札幌学院大学助教授 1988年4月 四日市大学経済学部教授 1993年4月 埼玉大学経済学部教授 1998年4月 三重大学人文学部教授 2000年4月 三重県三重ブランド選定委員会委員長 2007年4月 中部経済産業局地域資源活用事業評価委員会委員長 2009年5月 三重大学名誉教授(現任) 2011年4月 福山市立大学都市経済学部教授 2011年4月 埼玉大学名誉教授(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	—
取締役	今枝 なほみ	1959年5月22日生	2011年7月 岡崎税務署副署長 2013年7月 名古屋中村税務署副署長 2014年7月 名古屋国税局総務部営繕監理官 2016年7月 名古屋国税局総務部会計課長 2017年7月 豊田税務署長 2018年7月 税務大学校名古屋研修所長 2019年7月 半田税務署長 2020年7月 半田税務署長退職 2021年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	中井 徹	1962年4月23日生	1987年5月 当社入社 2008年5月 当社経理部長 2013年9月 当社執行役員コーポレート本部副部長兼財務部長 2021年6月 当社監査役(現任)	(注)4	15
監査役	吉田 和永	1975年9月26日生	2006年10月 弁護士登録 住田正夫法律事務所入所 2008年6月 当社社外監査役(現任) 2017年12月 住田正夫法律事務所退所 2018年1月 ジーニアル総合法律事務所設立(現任)	(注)4	—
監査役	杉山 彰洋	1954年1月28日生	1980年9月 公認会計士登録 2007年7月 みずぎ監査法人(旧扶桑監査法人)退所 2007年8月 あずさ監査法人入所 2011年6月 あずさ監査法人退所 2014年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	10
計					426

- (注) 1. 取締役渡邊明、取締役今枝なほみは、社外取締役であります。
2. 監査役吉田和永、監査役杉山彰洋は、社外監査役であります。
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、ヘルス・ケア事業部部长・永田琢也、コーポレート推進部部长・富田高平で構成されております。

2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、次のとおりとなる予定であります。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名等）も含めて記載しております。

男性10名 女性1名 （役員のうち女性の比率9.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	山田 正行	1945年2月26日生	1969年3月 三重中京医薬品株式会社代表取締役社長 1978年5月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼配置営業統括本部長 2011年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 3	334
代表取締役 社長	米津 秀二	1964年3月16日生	1987年2月 三重中京医薬品株式会社入社 1990年11月 当社入社 2006年4月 当社商品企画部長 2008年4月 当社配置営業部長 2008年10月 当社執行役員配置営業部長 2010年4月 当社執行役員配置営業統括本部長代行 2011年6月 当社取締役配置営業統括本部長 2012年1月 当社取締役営業統括本部長 2012年2月 当社取締役営業統括本部長兼商品部長 2013年4月 当社取締役事業統括本部長兼アクマジック事業部長 2015年10月 当社取締役事業統括副本部長兼アクマジック事業部長 2017年4月 当社取締役事業統括副本部長 2019年4月 当社取締役事業統括本部長 2019年6月 当社代表取締役社長兼事業統括本部長 2025年10月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	27
取締役	飯田 亨	1963年9月1日生	1988年5月 当社入社 2008年10月 当社執行役員管理統括本部長兼システム部長 2009年6月 当社取締役管理統括本部長兼システム部長 2013年4月 当社取締役コーポレート本部長兼システム部長 2025年10月 当社取締役コーポレート推進部担当 2026年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	20
取締役 海外事業担当 兼アクアマジック事業部部長	岩崎 雷凱	1961年3月23日生	2000年1月 当社入社 2009年10月 当社執行役員商品企画部長 2012年6月 当社執行役員商品部長 2012年10月 当社執行役員営業統括副本部長兼M I 商品部長 2013年6月 当社取締役事業統括副本部長兼M I 商品部長 2016年4月 当社取締役事業統括副本部長兼商品部長 2019年10月 当社取締役海外事業担当兼アクアマジック事業部部長 2025年10月 当社取締役海外事業兼アクアマジック事業部担当（現任）	(注) 3	18

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 コーポレート推進部担当	富田 高平	1965年10月11日生	1990年10月 当社入社 2008年10月 当社総務部長 2012年1月 当社営業統括本部マーケティング部長 2013年4月 当社コーポレート本部人事総務部長 2021年6月 当社コーポレート本部財務部長 2023年4月 当社執行役員コーポレート本部財務部長 2025年10月 当社執行役員コーポレート推進部部長 2026年6月 当社取締役コーポレート推進部担当(現任)	(注) 4	6
取締役 ヘルス・ケア事業部長	永田 琢也	1971年10月29日生	1994年3月 当社入社 2013年4月 当社事業統括本部事業推進室部長 2015年4月 当社事業統括本部営業開発事業部長 2017年4月 当社コーポレート本部人事部長 2019年4月 当社事業統括本部事業戦略推進室部長 2019年10月 当社事業統括本部ヘルス・ケア事業部長 2023年4月 当社執行役員事業統括本部ヘルス・ケア事業部長 2025年10月 当社執行役員ヘルス・ケア事業部長 2026年6月 当社取締役ヘルス・ケア事業部長(現任)	(注) 4	4
取締役	渡邊 明	1946年1月14日生	1978年12月 札幌学院大学助教授 1988年4月 四日市大学経済学部教授 1993年4月 埼玉大学経済学部教授 1998年4月 三重大学人文学部教授 2000年4月 三重県三重ブランド選定委員会委員長 2007年4月 中部経済産業局地域資源活用事業評価委員会委員長 2009年5月 三重大学名誉教授(現任) 2011年4月 福山市立大学都市経済学部教授 2011年4月 埼玉大学名誉教授(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	今枝 なほみ	1959年5月22日生	2011年7月 岡崎税務署副署長 2013年7月 名古屋中村税務署副署長 2014年7月 名古屋国税局総務部営繕監理官 2016年7月 名古屋国税局総務部会計課長 2017年7月 豊田税務署長 2018年7月 税務大学校名古屋研修所長 2019年7月 半田税務署長 2020年7月 半田税務署長退職 2021年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	中井 徹	1962年4月23日生	1987年5月 当社入社 2008年5月 当社経理部長 2013年9月 当社執行役員コーポレート本部副本部長兼財務部長 2021年6月 当社監査役(現任)	(注) 5	15
監査役	吉田 和永	1975年9月26日生	2006年10月 弁護士登録 住田正夫法律事務所入所 2008年6月 当社社外監査役(現任) 2017年12月 住田正夫法律事務所退所 2018年1月 ジーニアル総合法律事務所設立(現任)	(注) 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	杉山 彰洋	1954年1月28日生	1980年9月 公認会計士登録 2007年7月 みずず監査法人(旧扶桑監査法人)退所 2007年8月 あずさ監査法人入所 2011年6月 あずさ監査法人退所 2014年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5	10
計					437

- (注) 1. 取締役渡邊明、取締役今枝なほみは、社外取締役であります。
2. 監査役吉田和永、監査役杉山彰洋は、社外監査役であります。
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2026年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、ライフ・ケア事業部部長・福田元也、アクアマジック事業部部長・松本雄介、コーポレート推進部部長・石川泰伸で構成されております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役渡邊明氏は、大学教授としての経験により幅広い知識と見識を有し、マーケティングを中心に助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しているものであります。

社外取締役今枝なほみ氏は、長年の国税局・税務署での要職を歴任したことによる幅広い見識と経験を有し、さらに女性視点、消費者視点からも有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しているものであります。

社外監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方を中心に助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。

社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士としての経験より幅広い知識と見識を有し、財務や会計のあり方を中心に助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、取引関係はありません。社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は、「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。また、監査役が適宜取締役との面談等を通じ取締役の職務執行を監督する役割を担っており、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。社外監査役は監査役会に出席するとともに、監査法人からの会計監査に関する報告会などに出席し、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制システムの整備、運用に関する情報を交換し有機的に連携しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、コーポレートガバナンスの強化を図り、コンプライアンスの徹底等に努めております。また、社外取締役は、(3)監査の状況①監査役監査の状況に記載しているのとおり、監査役との連携を図っております。社外監査役は、(3)監査の状況②内部監査の状況に記載しているのとおり、内部監査及び会計監査との連携を図っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名ですが、常勤監査役が取締役に対して適法経営の視点で常に個別面談を実施し、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保しております。

なお、常勤監査役中井徹は、当社で執行役員を務めたことにより培われた見識や、財務部門等での豊富な知識や経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中井 徹	14回	14回
吉田 和永	14回	13回
杉山 彰洋	14回	14回

監査役会における具体的な検討内容として、取締役会への提出議案及びその関連書類、監査項目の監査状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の相当性等について検討しております。

常勤監査役の活動として、取締役に対して適法経営の視点で常に個別面談を実施しています。また、取締役会への出席や社内の重要会議にも積極的に参加し、助言・提言を行っております。その内容等を監査役会に報告することにより、法令及び定款違反、又は著しく不当な事項がないかなどについて監査しております。

さらに、監査役と社外取締役とは、随時に会合を持ち、業務執行の監督又は監査が効率的かつ効果的に実施されるように意見・情報交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査室は3名ですが、当社内の各部署における部署内及び部署間、運用状況を内部監査規程に従い監査し、取締役会及び監査役会に対しても、監査内容を直接報告し、監査の有効性を高めております。

また、会計監査につきましても、監査役、内部監査担当者とも情報を交換することで、内部監査、監査役監査及び会計監査が有機的に連携しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人東海会計社

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

大島 幸一

早川 弘晃

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人に対する選定に際しては、監査法人の独立性や信頼性等、監査の品質基準の他、当社の規模や業務の特性等、当社の基準に適合しうる監査体制等の状況を評価した上で、当該監査法人による具体的な監査計画、監査報酬等の妥当性を総合的に勘案し、取締役会で協議の上選定することとしております。

監査法人の解任または不再任にあたっては、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続に従い、会計監査人の解任または不再任の手続を行い、この場合、監査役会が選定した監査役は解任または不再任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任または不再任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査役会で定める「監査役監査基準」の会計監査人の選任等の手順に基づき、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性、専門性などが適切であるかについて判断、評価するものであります。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,800	—	16,800	—

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
特記すべき事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
当社は監査法人に対する監査報酬については、当社の規模や業務の特性を踏まえた監査計画に基づく監査日数等の要素を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得た上で決定しております。
- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人より提示された監査計画（監査範囲・内容・日数等）及び監査報酬見積資料などを精査した結果、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また、役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬及び譲渡制限付株式の付与で構成します。個人別の報酬額については取締役会の諮問に応じ、指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会へ答申します。報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で決定されます。

監査役の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を、株主総会において承認された報酬限度額の範囲にて、監査役会で協議により決定しております。

役員報酬の限度額につきましては、2009年6月23日開催の定時株主総会決議により取締役は年額5億円、監査役は年額5,000万円であります。2026年6月25日開催予定の定時株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

社内の取締役に対する報酬は、(イ)月例固定報酬(ロ)短期インセンティブを与える目的の賞与及び(ハ)中長期インセンティブを与え、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的の株式報酬から構成しております。

(イ)月例固定報酬

役位、職責、在任年数に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して金額を決定するものとします。

(ロ)賞与

当社の業績に応じて決定しております。賞与算出の基準とする重要指標は、企業の成長度や生産性向上を図るものとして、公表当期純利益としております。各取締役への賞与を算定する前提としての目標値は設定せず、役位毎の基準額に、実績値に応じた係数を乗じて算出するものとします。

(ハ)株式報酬

中長期的な企業価値の向上につなげていくために、譲渡制限付株式報酬としております。各取締役の役位毎の基準額に応じた係数を乗じて算出し、取締役会にて決定するものとします。

また、社外取締役並びに監査役に対する報酬は月例固定報酬としております。

なお、当事業年度の取締役会において、取締役に対する報酬について審議・決定いたしました。監査役の報酬については、監査役会の協議により個別の月例固定報酬として決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	100,001	98,520	—	1,481	4
監査役 (社外監査役を除く。)	7,200	7,200	—	—	1
社外役員	9,600	9,600	—	—	4

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

2. 当社は、2013年6月21日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

3. 取締役の報酬のうち賞与につきましては該当事項はありません。

4. 非金銭報奨等の内容は当社の株式であります。

③ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年10月11日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置することを決議しております。尚、当事業年度は、指名・報酬諮問委員会は2回開催致しました。

1. 指名・報酬諮問委員会設置の目的

取締役及び経営陣幹部の指名並びに報酬の決定を執り行うにあたり、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、社外取締役の適切な関与・助言のもと重要事項につき審議し、客観的・透明性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的としております。

2. 指名・報酬諮問委員会の役割

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じ、取締役の選任及び解任に関する事項、代表取締役等の選任及び解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について、答申します。

3. 指名・報酬諮問委員会の構成

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定する取締役をもって構成し、その員数は3名以上で、かつ、原則として過半数は社外取締役で構成します。委員長は取締役会の決議によって原則として社外取締役の委員の中から選任いたします。

氏名	役位
渡邊 明	社外取締役（委員長）
今枝 なほみ	社外取締役
山田 正行	代表取締役会長

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか否かを検証し、保有の継続性を判断しています。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数、貸借対照表計上額の合計

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	1	2,500
非上場株式以外の株式	4	94,006

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社三菱UFJフ ィナンシャル・グルー プ	23,130	23,130	主要取引金融機関として、資金借入 取引における関係の維持・強化を図 るため。定量的な保有効果は記載が 困難ではありますが、保有の合理性 は、保有の意義、経済合理性、取引 状況等を勘案し検証しております。	有
	60,138	46,514		
株式会社名古屋銀行 (注1)	3,000	1,000	主要取引金融機関として、資金借入 取引における関係の維持・強化を図 るため。定量的な保有効果は記載が 困難ではありますが、保有の合理性 は、保有の意義、経済合理性、取引 状況等を勘案し検証しております。	有
	16,890	7,870		
株式会社三井住友フ ィナンシャルグループ	3,000	3,000	主要取引金融機関として、資金借入 取引における関係の維持・強化を図 るため。定量的な保有効果は記載が 困難ではありますが、保有の合理性 は、保有の意義、経済合理性、取引 状況等を勘案し検証しております。	無
	15,018	11,385		
三井住友トラストグル ープ株式会社	400	400	主要取引金融機関として、資金借入 取引における関係の維持・強化を図 るため。定量的な保有効果は記載が 困難ではありますが、保有の合理性 は、保有の意義、経済合理性、取引 状況等を勘案し検証しております。	無
	1,960	1,488		

(注) 1. 株式会社名古屋銀行は、2025年10月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社の人材戦略は、企業理念である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を基に人材の基本方針を策定し人材戦略を行っております。

①人材に関する基本方針

企業の持続的な成長を実現するためには、核心である人の成長と活性化からの多様な知恵と創発による新たな価値創造が不可欠です。そのために、「人材の育成」のための自律的なキャリアを構築できる環境作りや多様な視点を活かし機能させる組織風土の醸成に努めます。また、社員の健康への配慮による「健康経営」の推進を図り、人材の獲得と力量の発揮からの生産性を高めてまいります。これら、二本の柱で経営基盤を更に強く、安定させ、社会の期待に応えてまいります。

②人材に関する戦略

当社が人材に関して重視する理由として、主たる事業である「置き薬業」とは、地域社会に深く根を下ろし、生命や健康、生活に密着している事業であります。そのため、お客様一人ひとりの健康状態をきめ細かく把握したうえで、最適な商品・情報・サービスを提供しております。その企業活動自体が高い社会貢献性をもっているため、従業員一人ひとりの育成が不可欠となっております。

人材の育成方法として、新入社員研修からフォローアップ研修、女性営業社員研修、階層別社内研修やOJTならびに社内SNSによる教育を行っております。

人材の定着するための施策として、社内環境整備に取り組んでおります。女性活躍推進委員会や健康経営推進委員会、安全衛生委員会など従業員満足度の向上に繋げてまいりました。また有給休暇の取得促進や奨学金支援制度などの福利厚生や労働環境の整備、人事評価制度を再構築し社員一人ひとりが成長できる環境を整備してまいりました。

③人財育成計画

人財育成の促進及びリテンション(人財の定着・維持)を重要テーマとした新人事制度の導入によるパフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の実現を図ります。お客さまとの「ふれあい」を深め、きめ細かな接客が顧客満足や顧客評価につながる社員を育成します。さらに採用の強化と多面的施策の実施、次世代リーダーや階層別スキルアップ教育、能動的な組織環境の構築を行っていきます。

④健康経営

従業員の健康管理を経営課題ととらえ改善に取り組みます。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行う事は、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性をもたらす、業績や従業員満足度の向上に繋げてまいります。

また、当社における従業員の給与その他の給付の額及び内容については、給与規定にあります職務の内容と責任の程度ならびに勤務成績、経験、年齢等に基づき、会社の業績に対する貢献度などを考慮して決定しております。また、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、中長期的な企業価値向上の資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」についても導入しております。

(2) 【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
298 (110)	43.7	14.2	5,265,877	6.0

セグメントの名称	従業員数（人）
小売部門	217 (70)
卸売部門	7 (1)
家庭医薬品等販売事業計	224 (71)
売水事業部門	40 (25)
その他	4 (0)
全社（共通）	30 (14)
合計	298 (110)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 労働組合の状況

当社の労働組合は、U Aゼンセン中京医薬品労働組合と称し、1995年10月21日に結成され、2026年3月31日現在の組合員数は394名であり、上部団体はU Aゼンセンに所属しております。なお、労使関係は結成以来円満に推移しております。

③ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注1）	男性労働者の育児休業取得率（%）（注2）	労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注）1.			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
16.1	66.7	57.2	77.0	44.5	—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入するとともに、各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,235,465	1,315,035
受取手形	13,317	2,314
電子記録債権	15,589	32,651
売掛金	519,459	548,081
契約資産	53,184	57,013
商品及び製品	506,042	648,497
委託商品	※3 442,594	※3 420,156
仕掛品	91	76
原材料及び貯蔵品	37,027	28,001
前渡金	8,806	5
前払費用	26,606	27,362
未収入金	70,802	37,503
その他	2,505	3,648
貸倒引当金	△6,526	△6,565
流動資産合計	2,924,966	3,113,785
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 421,800	※2 393,855
構築物（純額）	6,728	5,595
機械及び装置（純額）	3,687	39,272
工具、器具及び備品（純額）	3,690	2,702
土地	※2 1,198,806	※2 1,196,678
リース資産（純額）	4,695	2,535
有形固定資産合計	※1 1,639,410	※1 1,640,640
無形固定資産		
ソフトウェア	2,686	1,689
リース資産	27,979	22,887
水道施設利用権	523	410
電話加入権	3,871	3,871
のれん	77,165	19,006
無形固定資産合計	112,226	47,864
投資その他の資産		
投資有価証券	76,430	103,795
出資金	900	910
長期貸付金	900	300
長期預金	—	75,000
保険積立金	99,335	102,797
差入保証金	71,685	60,723
長期前払費用	2,928	4,033
前払年金費用	84,431	78,365
繰延税金資産	52,048	57,074
その他	458	152
貸倒引当金	△467	△155
投資その他の資産合計	388,651	482,995
固定資産合計	2,140,288	2,171,500
資産合計	5,065,254	5,285,285

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	76,586	73,083
買掛金	245,132	291,929
短期借入金	※2 750,000	※2 760,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 144,446	※2 193,368
リース債務	13,579	8,081
未払金	38,229	43,425
未払費用	190,142	196,958
未払法人税等	54,841	31,387
未払消費税等	39,690	32,019
前受金	1,268	758
預り金	28,420	29,281
賞与引当金	142,310	169,000
その他	26,158	14,412
流動負債合計	1,750,805	1,843,704
固定負債		
長期借入金	※2 380,014	※2 471,346
リース債務	19,428	17,652
退職給付引当金	161,620	157,070
株式給付引当金	47,364	37,399
長期預り保証金	1,793	1,947
長期未払金	178,120	178,120
固定負債合計	788,340	863,535
負債合計	2,539,145	2,707,240
純資産の部		
株主資本		
資本金	681,012	681,012
資本剰余金		
資本準備金	424,177	224,177
その他資本剰余金	103,445	302,726
資本剰余金合計	527,622	526,904
利益剰余金		
利益準備金	64,585	64,585
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	56,181	56,183
別途積立金	727,610	727,610
繰越利益剰余金	729,120	758,387
利益剰余金合計	1,577,497	1,606,766
自己株式	△296,672	△292,027
株主資本合計	2,489,460	2,522,655
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,648	55,389
評価・換算差額等合計	36,648	55,389
純資産合計	2,526,109	2,578,045
負債純資産合計	5,065,254	5,285,285

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※ ¹ 6,306,646	※ ¹ 6,569,307
売上原価		
期首商品・委託商品・製品棚卸高	999,943	952,336
当期商品仕入高	2,737,034	3,073,397
当期製品製造原価	44,135	40,178
合計	3,781,114	4,065,912
他勘定振替高	※ ² 167,630	※ ² 140,845
期末商品・委託商品・製品棚卸高	※ ³ 952,336	※ ³ 1,071,465
商品・委託商品・製品売上原価	2,661,148	2,853,601
売上総利益	3,645,498	3,715,706
販売費及び一般管理費		
販売促進費	61,854	57,544
広告宣伝費	42,388	43,608
貸倒引当金繰入額	3,088	2,999
役員報酬	115,320	115,320
給料及び手当	1,549,748	1,561,300
賞与引当金繰入額	142,310	169,000
福利厚生費	315,780	321,277
退職給付費用	52,887	47,209
旅費及び交通費	78,199	87,389
通信費	35,256	35,641
交際接待費	2,585	3,436
減価償却費	44,699	39,473
賃借料	347,042	320,120
車輛運行費	116,579	115,896
その他	631,726	668,063
販売費及び一般管理費合計	3,539,468	3,588,281
営業利益	106,030	127,424
営業外収益		
受取利息	404	1,225
受取配当金	1,721	6,068
受取家賃	14,893	14,662
事故保険金	1,247	1,060
その他	2,034	3,249
営業外収益合計	20,300	26,266

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外費用		
支払利息	8,846	13,948
その他	1	101
営業外費用合計	8,847	14,050
経常利益	117,482	139,641
特別利益		
固定資産売却益	※4 301	※4 4,257
保険解約返戻金	25,704	—
特別利益合計	26,006	4,257
特別損失		
固定資産除却損	※5 3,286	※5 859
減損損失	※6 14,415	※6 24,260
特別損失合計	17,702	25,120
税引前当期純利益	125,786	118,778
法人税、住民税及び事業税	73,739	48,769
法人税等調整額	6,898	△13,604
法人税等合計	80,638	35,165
当期純利益	45,148	83,612

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		25,997	58.9	26,478	65.9
II 労務費		5,302	12.0	4,941	12.3
III 経費		12,839	29.1	8,744	21.8
(減価償却費)		(11,150)		(7,047)	
当期総製造費用		44,139	100.0	40,164	100.0
期首仕掛品棚卸高		88		91	
合計		44,227		40,255	
期末仕掛品棚卸高		91		76	
当期製品製造原価		44,135		40,178	

(注) 原価計算の方法

原価計算の方法は、単純実際総合原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	681,012	424,177	104,121	528,298	64,585	56,913	727,610	737,551	1,586,660
当期変動額									
剰余金の配当								△54,310	△54,310
当期純利益								45,148	45,148
自己株式の取得									
自己株式の処分			△675	△675					
準備金から剰余金への振替									
税率変更による積立金の調整額						△731		731	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△675	△675	—	△731	—	△8,430	△9,162
当期末残高	681,012	424,177	103,445	527,622	64,585	56,181	727,610	729,120	1,577,497

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△300,276	2,495,694	27,139	27,139	2,522,834
当期変動額					
剰余金の配当		△54,310			△54,310
当期純利益		45,148			45,148
自己株式の取得	△36	△36			△36
自己株式の処分	3,641	2,965			2,965
準備金から剰余金への振替					
税率変更による積立金の調整額		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			9,509	9,509	9,509
当期変動額合計	3,604	△6,234	9,509	9,509	3,275
当期末残高	△296,672	2,489,460	36,648	36,648	2,526,109

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	681,012	424,177	103,445	527,622	64,585	56,181	727,610	729,120	1,577,497
当期変動額									
剰余金の配当								△54,346	△54,346
当期純利益								83,612	83,612
自己株式の取得									
自己株式の処分			△718	△718					
準備金から剰余金への振替		△200,000	200,000	—					
税率変更による積立金の調整額						2			2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	△200,000	199,281	△718	—	2	—	29,266	29,268
当期末残高	681,012	224,177	302,726	526,904	64,585	56,183	727,610	758,387	1,606,766

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△296,672	2,489,460	36,648	36,648	2,526,109
当期変動額					
剰余金の配当		△54,346			△54,346
当期純利益		83,612			83,612
自己株式の取得	△5	△5			△5
自己株式の処分	4,650	3,931			3,931
準備金から剰余金への振替		—			—
税率変更による積立金の調整額		2			2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			18,740	18,740	18,740
当期変動額合計	4,644	33,195	18,740	18,740	51,936
当期末残高	△292,027	2,522,655	55,389	55,389	2,578,045

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	125,786	118,778
減価償却費	55,850	46,520
減損損失	14,415	24,260
のれん償却額	42,055	35,639
固定資産除却損	3,286	859
固定資産売却損益 (△は益)	△301	△4,257
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	528	△274
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,825	△4,549
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	4,991	△9,965
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,660	26,690
受取利息及び受取配当金	△2,125	△7,294
支払利息	8,846	13,948
保険解約返戻金	△25,704	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△60,826	△38,509
棚卸資産の増減額 (△は増加)	42,834	△110,977
仕入債務の増減額 (△は減少)	△47,503	43,293
未払費用の増減額 (△は減少)	△32,712	6,815
その他	△19,731	27,110
小計	106,856	168,090
利息及び配当金の受取額	2,125	7,294
利息の支払額	△8,846	△13,948
法人税等の支払額	△68,426	△62,415
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,708	99,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△0	△275,322
有形固定資産の取得による支出	△25,608	△40,671
固定資産の売却による収入	1,629	10,021
貸付金の回収による収入	600	600
保険積立金の積立による支出	—	△3,461
保険積立金の解約による収入	74,070	—
その他	2,664	7,933
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,355	△300,901
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△220,000	10,000
長期借入れによる収入	550,000	350,000
長期借入金の返済による支出	△213,353	△209,746
リース債務の返済による支出	△19,261	△14,705
自己株式の取得による支出	△36	△5
配当金の支払額	△54,382	△54,414
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,967	81,128
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	128,031	△120,752
現金及び現金同等物の期首残高	949,434	1,077,466
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,077,466	※1 956,713

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。なお、要給付額はポイント付与総数に信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じて算定しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

小売部門では、常備配置薬、保健品、ドリンク等の商品を一般家庭向けに販売しており、主に顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、当該部門で行っている医薬品等の配置販売については、期末日までの顧客の消費を合理的に見積り収益を認識しております。

卸売部門では、常備配置薬、保健品、ドリンク等の商品をフランチャイズ加盟店を中心とする小売業や同業他社への販売と除菌消臭関連商品や飲料等の生活流通品を中心とする一般流通市場向けに販売しており、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品の支

配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には出荷時点で収益を認識しております。なお、卸売部門の直送取引については、仕入先から顧客に対する出荷時点で収益を認識しております。

売水事業部門では、主にミネラルウォーターの製造及び販売を行っており、このような商品及び製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には出荷時点で収益を認識しております。

なお、当社は、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね2ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	1,639,410	1,640,640
無形固定資産	112,226	47,864
減損損失	14,415	24,260

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっている等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、当社の事業計画における事業所別の部門損益及び過去の実績等を加味し、また、不動産価額について外部の専門家から取得した不動産鑑定評価書を利用しております。これらの見積りは、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、各事業所の顧客数及び売上等の計画には予測不能な事業環境の変化などによって不確実性を伴うため、実際の回収可能価額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員向け株式給付信託)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度58,129千円、206,134株、当事業年度55,679千円、197,444株であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,040,818千円	1,024,625千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	228,430千円	216,389千円
土地	844,232	844,232
計	1,072,663	1,060,622

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期借入金	500,000千円	480,000千円
1年内返済予定の長期借入金	109,992	109,992
長期借入金	380,014	270,022
計	990,006	860,014

※3 一般家庭への配置商品であります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

※2 販売促進費、営業資材費等の費用に振り替えたものであります。

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	△9,127千円	273千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
土地	一千円	2,763千円
建物	301	1,493
計	301	4,257

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	624千円	一千円
構築物	—	68
機械及び装置	—	690
工具、器具及び備品	—	100
電話加入権	2,662	—
計	3,286	859

※6 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類
つくば営業所他1営業所	事業用資産	建物、構築物及びのれん

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

場所	用途	種類
藤枝営業所他3営業所	事業用資産	建物、のれん

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	4,697千円	1,741千円
構築物	229	—
のれん	9,488	22,519
計	14,415	24,260

なお、当該資産グループの回収可能価額は、主として使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスまたは使用期間が短期である資産グループについては、割引計算を行っておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734
合計	11,660,734	—	—	11,660,734
自己株式				
普通株式(注)	1,013,529	175	12,452	1,001,252
合計	1,013,529	175	12,452	1,001,252

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式(当事業年度期首211,398株、当事業年度末206,134株)が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加175株は、単元未満株式の買取による増加175株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少12,452株は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,188株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少5,264株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会(注)	普通株式	27,146	2.5	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会(注)	普通株式	27,164	2.5	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金528千円(従業員向け株式給付信託口528千円)(2024年3月31日基準日)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金521千円(従業員向け株式給付信託口521千円)(2024年9月30日基準日)を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会(注)	普通株式	27,164	利益剰余金	2.5	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金515千円(従業員向け株式給付信託口515千円)を含んでおります。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734
合計	11,660,734	—	—	11,660,734
自己株式				
普通株式（注）	1,001,252	27	16,022	985,257
合計	1,001,252	27	16,022	985,257

（注）普通株式の自己株式の株式数には、従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式（当事業年度期首206,134株、当事業年度末197,444株）が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加27株は、単元未満株式の買取による増加27株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少16,022株は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,332株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少8,690株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会（注）	普通株式	27,164	2.5	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月11日 取締役会（注）	普通株式	27,182	2.5	2025年9月30日	2025年12月10日

（注）配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する配当金515千円（従業員向け株式給付信託口515千円）（2025年3月31日基準日）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する配当金510千円（従業員向け株式給付信託口510千円）（2025年9月30日基準日）を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会（注）	普通株式	27,182	利益剰余金	2.5	2026年3月31日	2026年6月26日

（注）配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する配当金493千円（従業員向け株式給付信託口493千円）を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	1,235,465千円	1,315,035千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△157,999	△358,321
現金及び現金同等物	1,077,466	956,713

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	16,764千円	6,756千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	18,440	7,431

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として売水事業部門における倉庫設備(建物)であります。

(イ) 無形固定資産

主として小売部門における基幹システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	4,759	1,823
1年超	1,823	—
合計	6,582	1,823

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署であるコーポレート推進部財務課において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、コーポレート推進部財務課において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(※1)	73,930	73,930	—
資産計	73,930	73,930	—
長期借入金(※2)	524,460	524,460	—
負債計	524,460	524,460	—

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(※1)	101,295	101,295	—
資産計	101,295	101,295	—
長期借入金(※2)	664,714	664,714	—
負債計	664,714	664,714	—

(※1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
非上場株式	2,500	2,500

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,235,465	—	—	—
受取手形	13,317	—	—	—
売掛金	519,459	—	—	—
合計	1,768,242	—	—	—

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,315,035	—	—	—
受取手形	2,314	—	—	—
売掛金	548,081	—	—	—
合計	1,865,431	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	750,000	—	—	—	—	—
長期借入金	144,446	109,992	109,992	109,992	50,038	—
合計	894,446	109,992	109,992	109,992	50,038	—

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	760,000	—	—	—	—	—
長期借入金	193,368	193,368	165,580	100,078	12,320	—
合計	953,368	193,368	165,580	100,078	12,320	—

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	67,257	—	—	67,257
その他	6,672	—	—	6,672
資産計	73,930	—	—	73,930

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	94,006	—	—	94,006
その他	7,288	—	—	7,288
資産計	101,295	—	—	101,295

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (※1)	—	524,460	—	524,460
負債計	—	524,460	—	524,460

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (※1)	—	664,714	—	664,714
負債計	—	664,714	—	664,714

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。また、固定金利のものについては、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式	67,257	17,111	50,145
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	6,672	5,467	1,205
	小計	73,930	22,579	51,351
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		73,930	22,579	51,351

当事業年度 (2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式	94,006	17,111	76,894
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	7,288	5,510	1,777
	小計	101,295	22,622	78,672
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		101,295	22,622	78,672

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度 (確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用) を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	588,079千円	575,048千円
勤務費用	32,337	31,942
利息費用	3,042	4,033
数理計算上の差異の発生額	△14,762	△37,598
退職給付の支払額	△33,649	△51,600
退職給付債務の期末残高	575,048	521,826

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	459,859千円	452,102千円
期待運用収益	5,748	5,651
数理計算上の差異の発生額	△20,752	△6,413
事業主からの拠出額	31,117	29,734
退職給付の支払額	△23,870	△35,642
年金資産の期末残高	452,102	445,432

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	411,275千円	372,744千円
年金資産	△452,102	△445,432
	△40,826	△72,687
非積立型制度の退職給付債務	163,772	149,081
未積立退職給付債務	122,945	76,393
未認識数理計算上の差異	△45,757	2,311
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	77,188	78,705
退職給付引当金	161,620	157,070
前払年金費用	△84,431	△78,365
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	77,188	78,705

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	32,337千円	31,942千円
利息費用	3,042	4,033
期待運用収益	△5,748	△5,651
数理計算上の差異の費用処理額	23,255	16,884
確定給付制度に係る退職給付費用	52,887	47,209

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
債券	50.5%	46.3%
株式	7.7	11.5
生命保険一般勘定	41.8	42.2
その他	0.0	0.0
合計	100.0	100.0

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
割引率	0.9%	1.8%
長期期待運用収益率	1.25%	1.25%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税等	5,149千円	4,975千円
賞与引当金	43,489	53,150
返金負債	1,990	2,021
退職給付引当金	50,834	49,398
株式給付引当金	14,474	11,762
長期未払金	54,433	56,018
貸倒引当金	2,137	2,113
減損損失	19,463	24,935
商品評価減	3,266	181
その他	18,002	19,347
繰延税金資産小計	213,242	223,904
評価性引当額	△94,155	△93,124
繰延税金資産計	119,086	130,780
(繰延税金負債)		
圧縮記帳積立金	△25,779千円	△25,776千円
前払年金費用	△26,556	△24,645
その他有価証券評価差額金	△14,702	△23,283
繰延税金負債計	△67,038	△73,706
(繰延税金資産の純額)	52,048千円	57,074千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等社外流出	0.6	
住民税均等割等	28.6	
評価性引当額	0.5	
その他	1.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.0	

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- イ 当該資産除去債務の概要
営業所建物の定期借地契約に関する原状回復義務等であります。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から30年と見積り、割引率は国債利回りを参考に使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	2,580千円	一千円
時の経過による調整額	—	—
資産除去債務の履行による減少額	△2,580	—
期末残高	—	—

(賃貸等不動産関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	482,099千円	548,366千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	548,366	583,047
契約資産(期首残高)	58,624	53,184
契約資産(期末残高)	53,184	57,013

契約資産は、主に家庭医薬品等販売事業（小売部門）における委託商品において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権（顧客との契約から生じた債権）へ振替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した買取価格

当初に予想される契約期間が1年以内のため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に業務別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「小売部門」、「卸売部門」及び「売水事業部門」の3つを報告セグメントとしております。

「小売部門」は、営業員による一般家庭への配置・小売販売を行っております。「卸売部門」は、同業他社等への卸売販売を行っております。「売水事業部門」は、ミネラルウォーターの製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

全社資産、全社負債については報告セグメントに配分しておりません。事業管理上、費用と資産、負債の配分基準は異なる基準を用いております。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等を勘案して決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	計		
	小売部門	卸売部門				
売上高						
小売販売及び 卸売販売	2,898,272	1,749,460	719,601	5,367,334	1,638	5,368,972
配置販売	937,674	—	—	937,674	—	937,674
顧客との契約 から生じる収益	3,835,947	1,749,460	719,601	6,305,008	1,638	6,306,646
外部顧客への売上高	3,835,947	1,749,460	719,601	6,305,008	1,638	6,306,646
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	2,331	2,331	—	2,331
計	3,835,947	1,749,460	721,932	6,307,339	1,638	6,308,978
セグメント利益又は損 失(△)	31,010	△7,310	82,331	106,030	—	106,030
セグメント資産	1,793,315	280,063	798,464	2,871,843	711	2,872,554
セグメント負債	640,575	151,728	79,084	871,388	5,076	876,464
その他の項目						
減価償却費	9,216	—	30,907	40,123	—	40,123
のれん償却額	41,604	—	451	42,055	—	42,055
有形固定資産及び 無形固定資産の増加	9,116	—	2,991	12,107	—	12,107

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	計		
	小売部門	卸売部門				
売上高						
小売販売及び 卸売販売	2,996,514	1,909,446	759,751	5,665,712	1,840	5,667,552
配置販売	901,755	—	—	901,755	—	901,755
顧客との契約 から生じる収益	3,898,269	1,909,446	759,751	6,567,467	1,840	6,569,307
外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,898,269	1,909,446	759,751	6,567,467	1,840	6,569,307
	—	—	1,480	1,480	—	1,480
計	3,898,269	1,909,446	761,232	6,568,948	1,840	6,570,788
セグメント利益又は損 失(△)	73,906	△22,058	75,576	127,424	—	127,424
セグメント資産	1,736,118	307,842	772,615	2,816,576	657	2,817,233
セグメント負債	628,864	204,125	93,340	926,330	5,269	931,599
その他の項目						
減価償却費	8,724	—	22,527	31,251	—	31,251
のれん償却額	35,188	—	451	35,639	—	35,639
有形固定資産及び 無形固定資産の増加	256	—	40,182	40,438	—	40,438

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	6,307,339	6,568,948
「その他」区分の売上高	1,638	1,840
セグメント間取引消去	△2,331	△1,480
財務諸表の売上高	6,306,646	6,569,307

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,871,843	2,816,576
「その他」区分の資産	711	657
全社資産（注）	2,192,699	2,468,052
財務諸表の資産	5,065,254	5,285,285

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運転資金及び本社固定資産等であります。

（単位：千円）

負債	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	871,388	926,330
「その他」区分の負債	5,076	5,269
全社負債（注）	1,662,681	1,775,640
財務諸表の負債	2,539,145	2,707,240

（注）全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない本社借入金等であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	40,123	31,251	—	—	15,726	15,269	55,850	46,520
のれんの償却額	42,055	35,639	—	—	—	—	42,055	35,639
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	12,107	40,438	—	—	30,265	233	42,372	40,671

（注）減価償却費の調整額は、本社建物等であります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社設備等であります。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものはありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
減損損失	14,415	—	—	—	14,415

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
減損損失	24,260	—	—	—	24,260

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
当期償却額	41,604	451	—	—	42,055
当期末残高	76,104	1,061	—	—	77,165

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
当期償却額	35,188	451	—	—	35,639
当期末残高	18,396	609	—	—	19,006

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産	236.98円	241.49円
1株当たり当期純利益	4.24円	7.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	45,148	83,612
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	45,148	83,612
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,654	10,668
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
(うち新株予約権(千株))	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(前事業年度206,134株、当事業年度197,444株)

また「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(前事業年度208,612株、当事業年度202,411株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,213,315	1,580	12,471 (1,741)	1,202,423	808,567	26,633	393,855
構築物	99,942	—	383	99,559	93,964	1,065	5,595
機械及び装置	106,500	38,602	38,504	106,598	67,326	2,326	39,272
工具、器具及び備品	40,461	489	2,147	38,802	36,100	1,379	2,702
土地	1,198,806	—	2,128	1,196,678	—	—	1,196,678
リース資産	21,203	—	17,745	3,457	922	2,160	2,535
有形固定資産計	2,680,229	40,671	73,381 (1,741)	2,647,520	1,006,880	33,562	1,640,640
無形固定資産							
のれん	203,705	—	22,519 (22,519)	181,185	162,179	35,639	19,006
ソフトウェア	11,943	—	—	11,943	10,253	997	1,689
リース資産	70,894	6,756	41,322	36,327	13,440	11,847	22,887
水道施設利用権	3,953	—	—	3,953	3,542	112	410
電話加入権	3,871	—	—	3,871	—	—	3,871
無形固定資産計	294,366	6,756	63,842 (22,519)	237,280	189,416	48,598	47,864
長期前払費用	2,928	2,784	1,680	4,033	—	—	4,033

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 : ミネラルウォーター製造プラント (半田プラント) 38,602千円

2. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

のれん : 藤枝営業所営業権 (のれん) 21,715千円

3. 当期減少額の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	750,000	760,000	1.15	—
1年以内に返済予定の長期借入金	144,446	193,368	1.19	—
1年以内に返済予定のリース債務	13,579	8,081	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	380,014	471,346	1.19	2027年～2030年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	19,428	17,652	—	2027年～2030年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,307,467	1,450,447	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	193,368	165,580	100,078	12,320
リース債務	7,885	5,804	3,062	900

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,994	6,720	—	6,994	6,720
賞与引当金	142,310	169,000	142,310	—	169,000
株式給付引当金	47,364	4,932	14,897	—	37,399

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2026年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	789
預金	
当座預金	292,155
普通預金	662,335
定期預金	358,321
別段預金	1,433
小計	1,314,244
合計	1,315,035

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社新日配薬品	2,314
合計	2,314

期日別内訳

期日	金額（千円）
2026年4月	881
5月	1,432
合計	2,314

③ 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社岩手中京医薬品	13,161
ピップ株式会社	12,471
マテーレトレーディング株式会社	6,626
株式会社興和工業所	276
ユニ・ワールド株式会社	114
合計	32,651

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2026年 4月	18,785
5月	8,603
6月	5,118
7月	144
合計	32,651

④ 売掛金

相手先	金額 (千円)
ゲンキー株式会社	88,504
DCMホールディングス株式会社	70,582
三菱食品株式会社	37,667
株式会社イズミック	20,401
ヒップ株式会社	14,870
その他	316,054
合計	548,081

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
519,459	5,293,199	5,264,577	548,081	90.5%	36.8日

⑤商品及び製品

区分	金額 (千円)
商品	
常備配置薬	67,776
保健品	222,534
ドリンク	64,859
医療品	55,897
日用雑貨	87,686
生活流通・その他	148,366
小計	647,120
製品	
売水	1,376
小計	1,376
合計	648,497

⑥ 委託商品

区分	金額 (千円)
常備配置薬	318,486
保健品	7,113
ドリンク	41,653
医療品	46
日用雑貨	46,922
その他	5,933
合計	420,156

⑦ 仕掛品

区分	金額 (千円)
売水	76
合計	76

⑧ 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料及び貯蔵品	
サーバー	12,270
その他	15,731
合計	28,001

⑨ 電子記録債務
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
シャディ株式会社	38,604
株式会社フジ医療器	28,469
タカノ株式会社	3,421
ジャパンボトルド	1,391
金剛薬品株式会社名古屋支店	469
その他	725
合計	73,083

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2026年 4月	55,459
5月	17,148
6月	474
合計	73,083

⑩ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社サーフビバレッジ	82,523
ハルナプロデュース株式会社	26,164
株式会社セネックス	25,128
株式会社グローバル・ジャパン	18,214
株式会社ミツウロコビバレッジ	12,259
その他	127,640
合計	291,929

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	3,321,490	6,569,307
税引前中間 (当期) 純利益 (千円)	45,576	118,778
当期純利益 (千円)	28,374	83,612
1株当たり当期純利益 (円)	2.66	7.84

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として定める金額。(注)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://chukyoiyakuhin.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 株式取扱規則第24条に基づき、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額であります。

(算式) 第14条に定める1株当たりの買取単価または第20条に定める1株当たりの買増単価に1単元の株式数を乗じた合計額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円といたします。

単元未満株主の権利制限

当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 定款第11条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第47期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月27日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月27日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第48期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月11日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年6月27日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社中京医薬品

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 大島 幸一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 早川 弘晃
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京医薬品の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社中京医薬品の2026年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産1,640,640千円、無形固定資産47,864千円計上されており、総資産の31.9%を占めている。また、損益計算書において、減損損失24,260千円を計上している。</p> <p>注記事項「(重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損損失」に記載のとおり、会社は資産を事業所ごとにグルーピングしており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、会社の事業計画における事業所別の部門損益及び過去の実績等を加味し、また、不動産価額については外部の専門家から取得した不動産鑑定評価書を利用している。これらの見積りは、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しているが、各事業所の顧客数及び売上等の計画には予測不能な事業環境の変化などによって不確実性を伴うため、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、それらの根拠について経営者に対して質問を実施するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損損失の基礎となる割引前将来キャッシュ・フローと取締役会で承認された次年度予算との整合性を検証した。また、過年度における予算と実績との比較分析を実施し、予測営業利益の精度を評価した。 ・事業計画における売上の将来推移について、過去の実績等を加味してその達成可能性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。

当監査法人は、株式会社中京医薬品が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬の額は16百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員コーポレート推進部部长 富田 高平
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長米津秀二及び最高財務責任者富田高平は当社の第48期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員コーポレート推進部部长 富田 高平
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長米津秀二及び最高財務責任者富田高平は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社は子会社及び重要な関連会社を有していないことから当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は「家庭医薬品等販売事業（小売部門）」、「家庭医薬品等販売事業（卸売部門）」及び「売水事業部門」を主たる事業部門としております。当社は、売上高が事業活動の規模を表す指標として最も適切であると判断しました。その中で前事業年度の売上高のおおむね3分の2程度に達している2事業部門を評価対象としました。評価対象とした事業部門においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として事業部門の経営成績を示す売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としました。

また、上記以外についても、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う引当金、固定資産の減損損失、契約資産及び繰延税金資産などの重要な勘定科目に係る業務プロセスについて、財務報告への影響を勘案し、重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

当社は、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点の評価にあたり、関連文書の閲覧、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、業務の視察及び内部統制の実施記録の検証等を実施しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。